

現代における君主制とそのグローバルな類型化をめぐる政治学的考察 ——アラブ君主制国家群とその系譜的正統性の解析へ向けて——

渡邊 駿*

Political Reflections on Contemporary Monarchies and Its Typologies in the Global Perspective:
An Attempt to Analyze Arab Monarchical States and Their Genealogical Legitimacy

WATANABE Shun

This study attempts to create a methodological reflection on the political analysis of contemporary Arab monarchical states. In particular, this study pursues a theoretical framework of comparative political analysis, which attempts to clarify the ideal structure and genealogical legitimacy of eight Arab monarchical states.

Recent political studies of monarchies have a tendency to presuppose the disappearance of monarchies in the modern era. However, this assumption often seems inaccurate. When we cast our eyes on the history of political regimes, most of them have been monarchies. In addition, a group of eight monarchies still exist in the Arab world in the contemporary era.

Considering these circumstances, this article does not assume that monarchies should fall in the contemporary era. It begins by accepting the fact that a group of monarchies still exist in the world and aims at exploring their actuality and the way the monarchs' powers have been recognized by the ruled.

To accomplish this, the article is composed of three sections. Section I compares monarchies around the world, and attempts to establish the features of Arab monarchies compared to European and Asian monarchies. Section II analyzes Arab monarchies from historical and contemporary perspectives. Section III contains case analyses of the genealogies and lineages of Arab monarchies and tries to determine how these elements are utilized to legitimize their rule.

はじめに——課題の所在

本論は、現代におけるアラブ君主制国家群を政治学的に分析するための方法論的考察を試みるものである。特に比較政治学の視点から理論的な枠組みを設定することを志し、グローバルな視野での事例の比較考察をおこないながら、8つのアラブ君主制について、君主制の理念構造と系譜的正統性の解析を進めたい。

「アラブ君主制国家群」という類型化と命名についてはIIで詳述するが、世界の君主制を概観したときに、この地域に実質的な王権を持つ君主制国家が複数存在することは、他地域に比してきわだった特質になっている。アラブ諸国の中には、22ヶ国中8ヶ国の君主制国家が現存し、世界全体に存在する君主制28ヶ国の中でも大きな比重を占めている。28ヶ国の中には、ヨーロッパに広く見られるように、君主制を維持しているものの政治体制は議会制の民主主義である国もあるから、「君主制国家」を君主の存在のみならず君主が統治権を行使している国家と定義するならば、現在の実質的な君主制国家の中で「アラブ君主制国家群」が過半を占めることがわかる。

20～21世紀の全体を眺望するならば、20世紀初頭には、君主制は世界中においてもっとも重要

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

な政治体制であった。アラブ諸国について言えば、1945年にはアラブ連盟の創設メンバー7ヶ国のうち5ヶ国¹⁾が君主国であったから、中東の現代史において君主制国家が——その存続と終焉の両方において——大きな意味を持っていたことは疑いを入れない。

また、20世紀半ばに共和制に移行した国が、エジプト(1952年)、チュニジア(1957年)、イラク(1958年)、北イエメン(1962年)、リビア(1969年)と5つあり、それまでは君主制のほうが多数であった。これらの国々が共和制に移行する一方、今日まで8つもの君主制が存続しているのはなぜか、というのは興味深い設問であろう。

その一方で、今日の政治学、比較政治学においては、君主制国家はほとんど現代国家の類型としても、研究テーマとしても、きちんと扱われていない。なぜかと問うならば、いくつかの答えが考えられる——(1)現代の政治学が理論的考察を深める対象としてきた事例は主として欧米諸国の民主主義であり、そこでは君主制が存在している場合でも君主に主権はなく、政治体制や国内政治の主要な要素とはもはやなっていない。(2)アジア、アフリカへと事例を拡張する場合でも、これらの地域でも君主制は20世紀に急速に姿を消した。(3)中東地域研究では君主制が比較的多いものの、政治学研究者が少ない上に研究関心は共和制の諸国に向くことが多く、「アラブ君主制国家群」が重要な事例として考察されることはほとんどなかった。(4)政治学の主要な関心は民主主義であり、それに対抗するものとしての独裁や権威主義であるため、国民主権・民主主義に反する側面を持つ君主制は、権威主義の下位分類——しかも重要性の低い——として扱われることが多かった。実際には、君主制は前近代において支配的な政治体制であり、現代の君主制にはその「継続」「継承」という面が見られるため、現代社会に特有の大衆動員などの特徴を持つ権威主義の下位に分類することには無理があるが、それも君主制に対する関心の低さをよく物語っている。

このように考えると、君主制が今日いわば「その他」扱いをされていることには、君主制が前近代的な政治制度であり、国民主権と民主主義の現代には適合的ではない上、歴史の進展にともなって消滅しゆくものと、暗黙に了解されていることがわかる。しかし、21世紀における「アラブ君主制国家群」8ヶ国の一定以上の強靱さを考えるならば、これらを単に、やがて消滅すべき「歴史的必然」に逆らって存在し続けている、とみなすのでよいのか、大きな疑問が生じる²⁾。

本論では君主制が持つ「経路依存性」を基本的な概念の一つとする。すなわち、君主制に立脚する王朝は、敗戦のような偶発性によって崩壊した場合にも、再興できない。民主主義のようにやり直しがきかないという経路依存性を有するのである。その結果、次第に数が減少することになる。その意味では、「必然的に消滅すべき政治体制であるがゆえに次第になくなる」との前提は正しくない。

現代政治の基本潮流を民主主義とすることに異論はないが、その点を拡張しすぎて、君主制の消滅を自明視することから、研究上の困難が生じているように思われる。その困難から、二つの問題が生じる。一つは、すでに述べたように、現代の君主制が正面から研究されず、その実態が解明されないという研究上の空白である。もう一つは、「前近代には世界中で一般的であったが、現代では時代遅れである」という認識の裏返しとして、なぜ前近代に君主制が普遍的に存在したのかを、政治学的に解明する努力がもはやなされないという問題である。

現代の政治研究者として、筆者も、国民の主権を認めないような君主制は現代ではありえない、という前提には賛成である。実際にアラブ君主制国家群にしても、国民の主権によって自己正当化

1) 原加盟国はイエメン、イラク、エジプト、サウディアラビア、ヨルダン(以上君主制)、シリア、レバノン(以上、共和制)の7ヶ国であった。

2) 湾岸アラブ君主国の「頑健性」をめぐる議論(たとえば[Herb 1999])は、君主制は脆弱で、消滅すべき性質を有しているという想定が裏切られることに対する驚きから、「なぜ、倒れないか?」という設問をしている。

を図っており、その点では非常に現代である。しかし、翻って人類史をながめるならば、歴史時代の政治のほとんどが君主制におおわれている。なぜ、かつて人類は君主制を是としたのかという命題は——本論で論じるには大きすぎる論題であるものの——現代の君主制を論じる上でも念頭に置き続ける必要がある。

歴史時代に多くの地域で見られた君主制は、ほとんどの場合に、なんらかの世襲制を随伴していた。なぜ、政治権力を世襲することが正当なこととして認められていたのであろうか。国民主権と民主主義が正しいと前提とするならば、これはきわめて不可思議な現象であろう。現代のアラブ君主制国家群は、いずれも濃厚な「血統」や「系譜」の意識を前提として、世襲制を敷いている。なぜ、そのような現象が今日でも見られるのであろうか。

本論は、支配者の血統や王統の系譜に基づく君主制および世襲制は現代において減じるべき／減じるはずである、という予見を持って、なぜそうならないのか、という問いを立てることをしない。中東地域には、そのような君主制の国家が一群として存在している事実から出発し、その実態や君主の権力がどのように認証されているのかを考察することが目的である。

そのため、以下では、次のように考察を進める。まず、Iでは、グローバルな視野からヨーロッパやアジアの君主制と比較しつつ、アラブ君主制国家群を相対的に位置づける。ここでは、アラブ君主制国家群における社会的な「系譜」「血統」意識の強さ、君主の世襲制に着目し、主としてヨーロッパの事例と比べた場合に、それが独自性をなしていると言えるのか、歴史的に見て一般的とみなせるのか、といった考察をおこなう。

その際に、本節で述べた問題意識に基づき、「君主制国家」を現代国家の一類型として位置づけ、比較政治学の主題群の一つとして加えようかという理論的な考察をおこないたい。

次いで、IIでは、アラブ君主制国家群の通時的・共時的分析をおこなう。アラブ世界には非常に異なる国家体制が併存しており、他の地域と比べても多様性が強く感じられる。なぜ、そのような状態が生じたのかについては、個別の国に対する説明はなされるが、一般的な説明原理については、通説が確立していない。アラブ君主制国家群の形成と出自を説明する以上は、非君主制の国家を含めた説明原理があるのかどうかを検討する必要がある。

IIIでは、歴史的に形成された「アラブの系譜」について概観した上で、8つのアラブ君主制国家において、君主の血統・系譜がどのように統治権の正当化に用いられているのか(あるいはその度合いが低いのか)を検討する。

I グローバルに見た君主制と世襲制の実態

1. 君主制をめぐるグローバルな現況

今日の世界には28の君主制国家がある。サハラ以南アフリカでは、スワジランド、レソトの2ヶ国。ヨーロッパでは、イギリス、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルクの10ヶ国。中東・北アフリカでは、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウディアラビア、バハレーン、モロッコ、ヨルダンの8ヶ国。アジアでは、カンボジア、タイ、日本、ブータン、ブルネイ、マレーシアの6ヶ国。太平洋では、サモア、トンガの2ヶ国。以上の28ヶ国である。地域別の割合で言えば、君主制の35%がヨーロッパ、29%が中東・北アフリカ、21%がアジア、そして7%がサハラ以南アフリカと太平洋にそれぞれ分布している(以上、表1を参照)。このことから、今日ではヨーロッパと中東・北アフリカ地域が君主制の二大地域となっていることがわかる。

表1. 今日の世界の君主制の分布

地域名	サハラ以南アフリカ	ヨーロッパ	中東北アフリカ	アジア	太平洋
君主制国家一覧	スワジランド レソト	イギリス オランダ スウェーデン スペイン デンマーク ノルウェー ベルギー モナコ リヒテンシュタイン ルクセンブルク	アラブ首長国連邦 オマーン カタール クウェート サウジアラビア バハレーン モロッコ ヨルダン	カンボジア タイ 日本* ブータン ブルネイ マレーシア	サモア トンガ
地域別国家数	2ヶ国	10ヶ国	8ヶ国	6ヶ国	2ヶ国
地域別割合	7%	36%	29%	21%	7%

(出所) 筆者作成

* 日本の象徴天皇制については政治学でも多くの議論がある。ここでは、君主が象徴的な役割にとどまる西欧の君主制も含めているため、それに準じた。

2. 「現代における君主制」は、研究領域となりうるか

古来、君主制は政治体制の一つの主要な類型として研究の対象となってきた。しかし、今日の政治体制論では、君主制という体制類型がもつ重要性は低下している。[粕谷 2014]の表現を借りれば、「アリストテレスの類型論では支配者層が1人、少数、多数という形で3つに分けられていたものが、フランス革命を機に1人または少数がひとくりにされ、これと多数が対比されるようになった」[粕谷 2014: 89-90]のである。このようにして、今日の政治体制は「政治体制を民主主義と非民主主義に分けて考える基本的な構造」[粕谷 2014: 90]によって評価されている。この二分法のもとでは、君主制は民主主義の下位類型の一つとしての立憲君主制として位置付けられるか、非民主主義体制の下位類型の一つとして、権威主義の君主制として位置付けられるか、のいずれかとなり、「現代における君主制」は直接の問いの対象とはならなくなる。

このような考え方は、現代政治学が欧米地域を典型的な事例として成立していることと関連がある。欧米地域において現在残る君主制は民主主義と結合した君主制、つまり立憲君主制であり、ここでは君主は政治体制の主要な要素ではない。したがって、君主の存在を取り上げることが政治体制の分析において持つ意味は大幅に縮小されている。欧米地域に次いで政治研究が盛んなラテンアメリカ³⁾、東欧地域については、今日では君主制が残っていない。したがって、欧米地域以外の地域における君主制はほとんど研究対象とならず、立憲君主制に当てはまらない君主制は非典型例として扱われることになる。そして、これら非典型例の君主制は民主主義に反する要素を有するため、その点に着目して議論が行われている。

しかし、この考え方のもとでは、非典型例となる君主制、すなわち中東地域の君主制において、君主が政治体制の主要な要素として機能しているという点とその非民主主義性以外の面で十分に検討されないという事態を招いてしまっている。これは君主制という政治体制を理解する上で重大な課題である⁴⁾。フランス革命以前に普遍的に存在した君主制は、その民主主義性の程度が中心的な課題であったらうか。

3) Spellman はこれを「地球上の他の場所では、近代化、世俗化、民主化といった様々な力が臣民に強い印象を与えたために、[君主が] 聖なる地位から離れるという、同じ一般的傾向を見出すことができる。(ブラジルという1つの例外を除き) ラテンアメリカ全体で、君主制は19世紀の初めに、共和制論の強力な主張と米国での目に見えて成功した実践の前に、犠牲となったのだ。」[Spellman 2001: 270]と論じている。

4) このような非典型の政治体制の特質の問い直しは、権威主義体制一般において1990年代以降進みつつあるが、君主制諸国についてはまだ十分ではない。

3. 王権・君主制・世襲制とは何か

議論を展開する前に、いくつかの定義を参照しておきたい。

第一に、王権である。古代王権を対象とした研究からは「王とは、ある国家を統治する権力機構の頂点に立つ個人をさすが、その王が帯びている権力はすなわち王権である」[角田 2003: 9] という定義が見られる。この定義は被統治者とその上位に立つ王の関係性、及びそれを裏付ける権威に着目したものであり、統治機構に対する関心は薄い。

続いて、君主制である。*International Encyclopedia of the Social Science* による君主制の定義を見ると、「君主制とは、字義的には「一人による支配」を意味し、ギリシャ語の「一人の」(mono) と「支配」(archein) の組み合わせに由来する。君主制は至上の権力が単一個人、つまり君主に帰せられる統治形態であり、君主は聖別されて (consecrated) その地位に就き、その統治権は通常、世襲・終身である。」[Vasseilev 2008: 238–239] とある。こちらは王権よりも権力機構、統治機構への関心が強く見られる。ただし、この定義は専らヨーロッパ世界における君主制を念頭に置いた定義であるということには注意しておかねばならない。後に見ていくように、聖別はキリスト教と強く結びついた認証形式である⁵⁾ ほか、世襲制も必ずしも普遍的に見られる現象ではない。「君主制の本質に関わる原理は時代・文化・地域によって大きく異なる」のである [ネーダーマン 2016: 798]。

最後に、世襲制である。世襲制とは、血縁を資格要件として指導者の地位が継承される制度のことである⁶⁾。この制度のもとでは、資格要件がより緩やかな共和制と比較すると、君主制は権力獲得の安定したルールを形成しやすく、権力闘争の危険性を削減し、体制を安定させやすいという特徴を持つことになる。他方で、王位継承候補の数が有限であるために、血縁要件を満たした有能な人物を安定的に確保することが体制安定のためには必要となる。

4. ヨーロッパにおける君主制の変容

近藤 [2013: 3] はヨーロッパの国王が王位正当性を有するための3要件として、血統の正しさ、貴族など聖俗の有力者による推挙あるいは同意、神の加護、すなわち教会の承認を挙げ、これらを神話的世界観とキリスト教の混交によって生まれた3要件であると論じている。

神話的世界観という側面としては、血統が君主の地位の正統性根拠として考えられてきた。それは支配王家や王朝の家系に由来する血統として主張されたほか、神に由来する血統としての主張も行われていた。王朝の家系に由来する血統の主張としては、マルク・ブロックが以下のように論じている——「カペー朝は常に、カロリング朝の神聖の継承者をもって自任した。そしてカロリング朝自身も、クローヴィスとその子孫 [メロヴィング朝] の後継者と称した。ノルマン朝イギリスの諸王も、アングロ・サクソン諸王の遺産を継承しているのだと主張した。フランク人、アングル人、サクソン人等古代諸種族の首長から 12 世紀のフランスやイギリスの諸君主に至るまで、その家系は直接連続の系譜である。」[ブロック 1998: 51]

神に由来する血統の主張としては、古代スパルタの王は神話上のギリシアの英雄と半神ヘラクレ

5) もちろん、宗教は君主制に正統性を与える最も一般的な原理であることには疑いはない。しかし、宗教による正統性の付与の様式は多様であり、聖別が支配的な様式であるということとはできない。例えば、イスラーム世界においては、パイアという形式による被統治者からの承認が(形式的なものではあれ)求められる。パイアについては [小杉 2002: 738; 白谷 2015] を参照。

6) 前近代のヨーロッパ世界には選挙君主制の例が見られたが、選挙君主制では選挙人・被選挙人が一定の身分に限定されており [レーヴェンシュタイン 1957: 20]、やはり一定の集団に限定された王位継承制度であったと考えられる。

スの子孫であると主張したという例が[Vassilev 2008: 239]によって挙げられている。このような神話的世界観のもとでは、「個人の正統性の観念は微弱で、王朝の正統性の観念が強力」[ブロック 1998: 52]という状況にあった。

これに対し、時代を下るにつれてキリスト教の影響が見られるようになってくるとともに⁷⁾、君主個人の正統性の観念が徐々に強さを増していくことになる。この状況は、世襲制度の変化と軌を一にしている。ヨーロッパ世界では、長子相続権が認められるようになる以前は、君主への忠誠心は「誰か特定個人に結びついてはいなかったし、長子権なるものも存在せず、王の血統内部での世襲権は不安定」[ブロック 1998: 52]という状況にあった。そうした状況が、「ロベール 2 世やヘンリ 1 世の時代、全ヨーロッパ的に承認されて久しかったとまでは言わないが、長子相続の原理がすでに確固として定着していたのは事実である」[ブロック 1998: 86, 注 8]と変化していった。

16 世紀から 18 世紀にかけて、絶対王政の出現と国家の近代化が進み始める。すなわち、「イングランドのヘンリ 8 世 (1491～1547)、フランスのルイ 14 世 (1638～1715)、プロイセンのフリードリヒ 2 世 (1712～1786)、ロシアのエカチェリーナ大帝 (1729～1796) といったのちのヨーロッパの君主たちは、中央集権的な国民国家 (nation-state) が形成された頃に、徐々に専制化していった」[Vassilev 2008: 239]のである。王権神授説の登場はこうした絶対王政の正当性を強めた。しかし、「18 世紀、19 世紀の民主革命とともに、絶対王政は衰退を始めた。多くの君主は終身制を保ち、国家統合と国家性の象徴であり続けたが、実効的権力は徐々に代議制議会へと譲り渡され」[Vassilev 2008: 239]、「1789 年のフランス革命の後、ほとんどの国々は最終的に君主制を廃止し、大統領制あるいは議会制の共和制となった。今日では、残っている多くの君主制は、ヨーロッパで見られるように、君主がおおよそ象徴的・儀礼的役割をもつ、名目的な長による立憲君主制である」[Vassilev 2008: 240]という状況に至った。そして、「今日では、君主制は国家の統合や継続性の象徴として奉仕することが多い」[Vassilev 2008: 239]のである。

このことは、ヨーロッパの君主制の有する制度・権限にも変化をもたらした。西洋の君主制諸国では議会主義的君主制の発展にともない、国王が憲法上保持する権限の行使がますます形式的・儀礼的なものとなってきた [下條 2005: 33]。今日の西洋型立憲君主制諸国は政治的権限をほぼ全て、自由民主主義を基盤とした統治機構へと譲り渡し、争うべき権力をほとんど有していないのである。

そのような中、ヨーロッパの君主制においては後継候補を拡大する方向に変化が見られるのが特色である。ヨーロッパの君主制は、英国という例外もありながらも、男系男子長子相続が伝統的な後継制度であった。ところが、その制度は近年制度的拘束を緩める方向へと働いている。20 世紀に、オランダ・ルクセンブルク・デンマークにおいて、男子継承者の不在のために女子が君主の地位につくことを認めるようになった。ただしこれは、あくまで継承対象者に男子が不在の場合のみの特例であり、男系優位の王位継承制度は維持されていた。スペイン、デンマーク、ルクセンブルクは現在でもこのような男系優位の長子相続制度をとる [榎原 1969; 下條 2005]。

この動きはさらなる展開をみせ、近年では男女関係なく第一子を優先する方向へと向かっている。1979 年のスウェーデンでの王位継承法改正を皮切りに、1983 年にオランダ、1990 年にノルウェー、1991 年にデンマークが続き、2013 年には英国もこの原則を採用するようになった [Deutsche Welle 2009. Jun.8; National Archives (UK) n.d.]。今日では男系男子のみに継承を認めるヨーロッパ君主制はリヒテンシュタインのみとなっている [Princely House of Liechtenstein n.d.]。

7) ブロックは「信仰が明確な形をとると同時にキリスト教化されたカロリング時代」[ブロック 1998: 78]にその始点を求めている。

以上のように、近年の西洋型立憲君主制諸国では、男系男子長子相続から、男系優位の長子相続制度、さらには第一子優先の長子相続制度へと、長子相続制度を基調としながら後継候補を一人でも多く確保するための制度改革が進められている。

5. アジア・アフリカにおける「国民国家」と君主制

アジア・アフリカ地域においても、従来は広く君主制が見られた。その構図が変化するのは、近代に入り、欧米諸国の帝国主義政策の圧力を受けるようになってからのことである。その影響は以下の2つの面に見られる。第一に、フランス革命に由来する、「共和制論の強力な主張」[Spellman 2001: 270]の広まりである。この理念の広がりには君主制の正当性を揺るがす力を有していた。第二に、ハンチントン[1972]が論じているように、近代以降のアジア・アフリカ諸国の「政治システムは、権威の集中化、構造の分化および参加の拡大といった必要に同時に迫られて」[ハンチントン 1972: 138]おり、社会が不安定化を余儀なくされた。これらの要因から、アジア・アフリカ地域でも君主制は数を減らしていった。

他方、このような環境は、生き残った君主制の形態の変容にも影響を与えた。国民国家のもとでは、体制の安定を求めるために、法が高い権威を持つようになる。このことは君主の権威の相対的な低下をもたらすものの、法と共存した形で君主の権威が再定義されるようになる。(君主が実質的な政治的権力を持たないという意味での)「立憲君主制」をとる国がアジア・アフリカ地域にも出現したほか、君主が実質的な政治的権力を保持する君主制国家であっても、憲法やそれに準ずる法律を定めることがほとんどである。したがって、非民主的な現代の君主制国家を絶対主義君主制として描くことは適切であるとはいえない。君主の権力の強さが現代国家のもとでいかに編成されているかが問われる必要があるのである。

その一例として、アラブ君主制国家群における世襲制の現状を取り上げたい。アラブ世界では従来、王位継承制度は非固定的であり、現行のような世襲制はむしろ西洋近代から導入されたものであった。モロッコ王国では1908年の憲法草案にすでに世襲的承継制度が明確に示されているほか[el-Mossadeq 1987: 66]、今日では全てのアラブ君主制諸国において憲法あるいはそれに準ずる法において明文化されている。しかし、このことが直ちに王位継承をめぐる権力闘争を取り除いたわけではなかった。西洋型立憲君主制諸国と比較した上で特徴的な点として、アラブ君主制諸国では長子相続制度がそれほど一般的な制度となっていない点が挙げられる。長子相続制度は3ヶ国において憲法上に規定されている。モロッコにおいては、独立後の1962年憲法以来長子相続制度が定められている⁸⁾ほか、ヨルダンでも1952年憲法に長子相続の原則が明記されている⁹⁾。加えて、バハレーンでは、イーサー首長のもと、1973年憲法第1条第2項にて長子相続の原則を導入している(この点については、III-3(3)で詳述する)。

しかし、その他の国々では長子相続制度は明文規定として存在しておらず、20世紀の王位継承の実例を見てみても、長子相続の原則が存在するようには思われぬ。実際のところこれらの国々ではしばしば、時には暴力を伴いながら、王家の内部で権力闘争が発生している。例えば、アブダビ首長国を支配するヌハイヤーン家では、王位継承に関する規定が存在しなかったことにより、

8) 1962年憲法、1970年憲法、1972年憲法、1992年憲法、1996年憲法においては第20条に、2011年憲法では第43条に規定されている。細かな文言の修正はあるものの、長子相続制度規定自体は一貫して定められている[Royaume du Maroc 2011. juil.30]。

9) 1952年憲法第1条に世襲君主制であることが明記され、第28条に長子相続の原則に基づいた細かい王位継承規定が定められている[Hashemite Kingdom of Jordan 2014]。

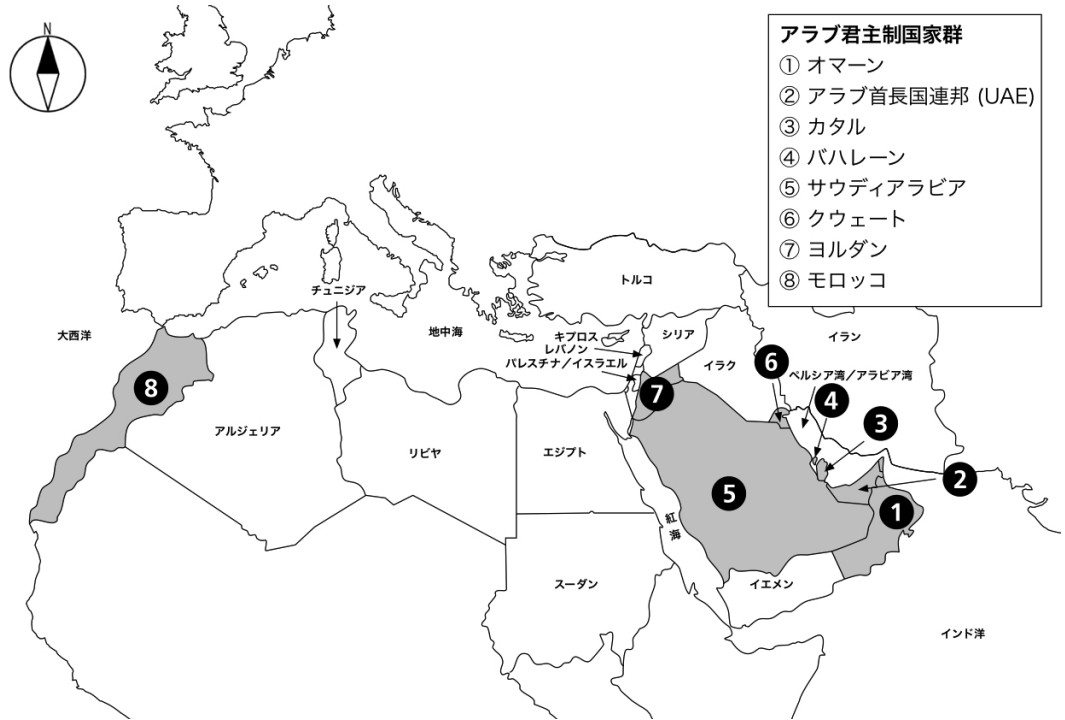


図1 現代アラブ君主制国家群

1920年代に激しい王室内部での権力闘争が行われ、この10年間のうちに3人の首長が非業の死を遂げている[Zahlan 1998: 107–111]。他にも、クウェートでは、20世紀初頭、首長位の安定のためにムバーラクは2人の兄弟を死に追いやっている。さらに、子が父を廃位し、自らが君主位に就くという形態のクーデタも散見される。カタールでは1995年にハリーフア・ビン・ハマド首長からハマド・ビン・ハリーフア首長へと交代した。オマーンでは、1970年にスルタン・サイード・ビン・タイムールから、スルターン・カーブース・ビン・サイードへと交代している。このように、長子相続制度を持たないアラブ君主制諸国は、王室内部からの挑戦を防ぐ制度が弱く、実際に宮廷クーデタという形で挑戦がしばしば発生するという特徴を有していると言える¹⁰⁾。しかし、これをアラブ・イスラームの伝統的な君主制と同視することはできない。今日ではどの君主制も憲法あるいはそれに準ずる法を定めており、制定法による支配が統治の主要な柱の一つを形成しているのである。

II 現代におけるアラブ諸国家の成立と新しい君主制の形成

本節では、20世紀初頭のオスマン帝国の崩壊を期とするアラブ諸国家の成立を概観し、その中の君主制の趨勢を論じる。オスマン帝国崩壊以後に成立したアラブ諸国家は、当初は君主制が支配的であったが、第二次世界大戦後の政治的混乱の中で共和制への移行が進んでいった。しかし、その中で1970年代に湾岸君主制諸国が独立し、現行の8ヶ国の君主制体制が成立した。このようにして成立した8ヶ国による体制を「現代アラブ君主制国家群」とし(図1参照)、以下ではその形

10) なお、このような不安定性に対処するため、湾岸君主制では王室内部での合意形成メカニズムを発達させてきたという指摘がなされている。詳細は[Herb 1999; Kéchichian 2008]を参照。

成過程を明らかにしていく。

そのまえに、イスラーム政治思想史の概観を見ておこう。19世紀以降は西欧近代の影響が強まるとはいえ、今日でもアラブ君主制国家群には、色濃くイスラーム的な政治・社会概念が影響を与えているからである。

1. イスラーム政治論における統治者の認証論

イスラームは7世紀のアラビア半島で始まり、宗教共同体と同時に国家を樹立した。これは622年、預言者を名乗ったムハンマドが故郷マッカ(メッカ)で迫害が激化したために、新天地を求めてヤスリブの町に移住した時に起きた。この移住を「ヒジュラ(al-Hijra)」と呼び、通常は「聖遷」と邦訳されている。これ以降、ヤスリブは「預言者のマディーナ(町・都市)」、略して「マディーナ」と呼ばれるようになった。ムハンマドの没後、第2代正統カリフ・ウマルの時代に紀元を定めることになって、このヒジュラの年を起点とする暦が制定された。これをヒジュラ暦という。

啓示の開始時期(すなわち宗教としてのイスラームの始まり)ではなく、共同体と国家の樹立の契機となったヒジュラを紀元としたことは、イスラームの政教一元論的な性格をよく示している[小杉1994: 18]。

ムハンマドはマディーナにおいて、預言者、宗教指導者としてのみならず、統治者、司法官、軍事指導者などの役割をも果たした。632年に彼が世を去ると、高弟たちがムハンマド以後の体制を話し合い、最長老であったアブー・バクルが「ハリーフア(khalīfa, 後継者または代理人)」と名乗って共同体の長となった。ハリーフアは西欧語経由で訛って、「カリフ」として知られている。ムハンマドは「最後の預言者」であったため、カリフは、啓示を受け取る機能を除いて、ムハンマドの指導権を引き継ぐことになった。

カリフの称号は、4代にわたる正統カリフ時代(632~661)、その後の王朝時代には、ウマイヤ朝(661~750)、アッバース朝(749~1258)で用いられ、6世紀余りも継続することになった。カリフ制(khilāfa, ヒラーファ)は、指導者・統治者の正統性(レジティマシー)をもっとも重視する国家体制と言える。古典的なカリフ制国家論は10~11世紀のマーワルディーによって集大成され、14~15世紀のカルカシャンディーによって完成された[小杉2006: 51]。

しかし、カリフ制時代でも、その後半にはカリフが政治的実権を失い、地方の実権者に統治権を委任するという擬制を通じて、各地に王朝が分立するようになった。カリフはムハンマドを継承し、ウンマ(イスラーム共同体)を体現する指導者として正統性の源泉となり、それを実際の支配者たちに付与することで、自らの存在を保つものとなった。

軍事的な実力を持つ統治者たちは、さまざまな称号を持つが、実権者という意味でアラビア語ではスルターン(sultān)と総称することができる。そのような実権者が各地に割拠するようになるのと並行して、ウラマー(イスラーム学者)が社会集団として確立するようになった。ウラマーの中核は法学者である。法学の専門的知識によってイスラーム法(シャリーア)の守護者たるウラマーは、政治的実権によってイスラーム法を護持する統治者と同盟することになった。ここではイスラーム法が、権力の正統性を保証するものとなる。このような国家体制を「実権制(サルタナ、saltāna)」と呼ぶ[Ībish and Kosugi 1994]。実権制の政治論はカリフ制の末期から力を持つようになり、1258年にモンゴル軍によってバグダードのアッバース朝が崩壊すると、これがイスラーム国家論の主流となった。

カリフ制論と実権制論は、いずれもスンナ派の用語(カリフ、スルターン)を用いているが、基

本的な考え方から言えば、シーア派でも同様の政治理論が生まれた。シーア派は、ウンマの代表として彼らが「イマーム」と認める人物が最高位に就くべきと、カリフ制論と並行する時期に主張したが、これは指導者の正統性を重視する理念に拠っている。しかし、後には世俗的な王権者とウラマーが連合する形態を、事実上は認めるようになった。その意味で、「イマームが隠れている時代(10世紀以降)」のシーア派の政治論は、広義の実権制論に含めることができる¹¹⁾。

前近代のイスラーム世界は、3つの帝国が鼎立する状態となって、やがて近代を迎える。すなわち、オスマン朝(1299～1922年、シリアやエジプトなどを版図に加えて中東全域を支配したのは1516～17年から)、サファヴィー朝(1501～1736年、後継国家としてカージャール朝、1796～1925年)、ムガル帝国(1526～1858年)である。これらは、いずれも実権制論に基づくイスラーム王朝である。

しかし、いずれも近代に入ると、西洋列強の圧迫を受けるようになった。オスマン朝は列強による分割策としての「東方問題」の対象となり、カージャール朝は北からロシア、南からイギリスに浸食される危機に陥り、ムガル帝国はイギリスの植民地となった。このような危機の中で、オスマン朝支配下のアラブ諸地域では、いくつかの重要な変化が生じた。一つは、18世紀のアラビア半島でワッハーブ運動と呼ばれるイスラーム改革運動が起き、これと連携したサウード家の建国運動が起きたことである。

1744年に、イスラーム改革を志すムハンマド・イブン・アブドゥルワッハーブ(1703～1792年)は、アラビア半島中央部のディルイーヤ(今日のリヤド郊外)を拠点とするサウード家の当主ムハンマド・イブン・サウードと盟約を結んだ[Rentz 2004: 49–53]。サウード家は、イブン・アブドゥルワッハーブの宗教的指導に従うことを誓い、ここにワッハーブ運動を原動力とする新しい王朝が始まった。ワッハーブ運動とは、一言で言えば、「純粋な初期イスラーム」への回帰をめざす改革運動であるが、国家論から見ると、統治者とウラマーの同盟による「実権制」を復興しようとするものである。これを「ネオ・スルターン制」と呼ぶことができる[小杉 2010: 8]。

当時の中東を支配していたオスマン朝は、ワッハーブ運動に脅威を感じ、エジプトで勃興しつつあったムハンマド・アリー朝にその討伐を命じた。エジプト軍はアラビア半島に進攻し、サウード家の新生国家(第1次サウード朝)と首都ディルイーヤを破壊した(1818年)。19世紀に再興された第2次サウード朝は内紛のために瓦解し、20世紀初頭に再びおこなわれた第3次の建国運動によって、ようやくサウディアラビア王国が樹立されることとなった。

その一方で、もう一つの重要な事態、すなわち各地における伝統的なイスラーム王朝の消滅も進行した。その最たるものがオスマン朝の解体であろう。第1次世界大戦での敗戦以降、列強による分割の危機が進行したオスマン朝では、ナショナリズムによる「祖国解放戦争」が起き、1922年にはスルタン制(=オスマン朝)の廃止と、スルタン=カリフ制の分割による精神的カリフ制の設置がなされ、翌1923年にトルコ共和国が宣言されると、1924年には精神的カリフ制も廃止された[小杉 1994: 176–178]。

この事態に直面して、カイロを拠点とするイスラーム改革派の雑誌『マナール(灯台)』では、あるべきカリフ制をめぐる「カリフ制、あるいは最高イマーム職」と題する政治論も展開された。ラシード・リダーが展開したこのイスラーム国家論は「法学者元首制」と呼ぶことができ、広義の「法学者の統治」論に含まれる。しかし、このカテゴリーの国家論が現実的な意味を持つのは1979

11) ここではかなり単純化して述べているが、詳しくは[Ibish and Kosugi 2005]などを参照のこと。なお、本論の対象となっている君主制国家はいずれもスンナ派系であるため、以下ではシーア派に関する議論は省略する。

年のイラン・イスラーム革命が起きてからであるため、当時のリーダーの議論は時の流れに逆らう空論と思われてもしかたのないものであった〔小杉 1994: 159–171〕。

20世紀中葉には、伝統的なイスラーム王朝の消滅がさらに進んだ。サウディアラビアの南側に位置するイエメン北部には、穏健なシーア派であるザイド派イマームを戴く王朝があった。これが自由将校団のクーデタによって、1962年に打倒された。共和派と王党派の間で内戦が起き、それが1970年まで続いたが、その結末は共和制の確立に終わった¹²⁾。

イエメンの東隣オマーンでは、穏健なハワーリジュ派とされるイバード派信徒が多数派となっている。ハワーリジュ派は平等主義的な傾向を持っており、政治指導者(イマーム)も優れた信徒の中から選挙するのが望ましいとして、世襲制を否定している。イバード派も、そのようなイマーム制をオマーンでながらく維持してきた。ところが、1954年代を境に、イバード派といっても世俗的な世襲王朝であるブー・サイード朝が実権を握るようになり、イバード派イマーム体制も消滅することになった〔松尾 2013: 128–129〕。

19～20世紀におきた三番目の事態は、小さな首長国がイギリスの保護下に入って生き延びるという事態であった。小王朝が大国に頼ることは、イスラーム史の中でも珍しいことではない。小さな支配地域を持つ地方の君主や豪族が大きな王朝に頼って自領を安堵することは、政治的には日常風景であろう。イスラーム政治論の思想家たちはおおむね、地方の君主が正統性の高い王朝に対してやたらに叛乱や自立をすることを好まない。しかし、小さな君主が躍進を遂げて新たな王朝を興すことはありうるものであり、そうであれば「実権制論」は結果としての王権を正当化する傾向を持つ。

19～20世紀の事態がそのような伝統的な離散集合と異なるのは、小首長国が保護下に入る対象が強大なイスラーム王朝ではなく、イギリスという外来の君主国だったことであろう。これはいづれも、アラビア半島の周辺部で起きた。

クウェート、バハレーン、休戦オマーン¹³⁾(今日のアラブ首長国連邦に相当)、カタルがそれぞれ公式にイギリスの保護下に入ったほか、オマーンもおよそ19世紀末には事実上の保護下に入った〔松尾 2013: 11〕。イエメン南部では、「インドへの道」を確保するためにイギリスはアデン港を押さえ、さらにその周辺の多数の小首長国を併合した〔ハリデー 1978: 143–145〕。ただし、南イエメンは1967年の独立後、急進的な政策を採る社会主義国(イエメン人民民主共和国)となり、かつての首長国はすべて意味を失った¹⁴⁾。

やがて、1961年(クウェート)、1971年(アラブ首長国連邦、バハレーン、カタル。オマーンもこの年に開国し、自立化を進めるようになった)を経て、イギリス保護下にあった首長国がいづれも独立し、国連に加盟するようになった。

これらの国を単に「ネオ・スルターン制」に含めることはできない。内的な力によって王朝が勃興したというよりも、時の国際関係の影響が大きく、その意味での経路依存性が高いように見えるからである。国家論としても、イスラーム的なものと近代的なものの折衷が見られる〔小杉

12) イエメンでは、2000年代から続く「フースイー派」の勃興によって、2015年からサウディアラビアなどの軍事介入を含む内戦状態が生じた。フースイー派はザイド派イマームの再興を求める思想を有しており、今後、アラブ君主制論に一石を投じる可能性を持っている。詳しくは、〔Brandt 2017〕参照。

13) 今日的にはこのような呼称は認めがたいと思われるが、イギリスは「海賊諸国」と呼んで自国による攻撃を正当化し、その後に休戦した首長国群を「休戦オマーン(Trucial Oman)」と呼んだ。首長が自ら父祖の名誉のために「海賊」の嫌疑を否定した研究が、〔アル・カーシミ 1992〕として刊行されている。

14) 湾岸における帝国主義と抵抗の歴史については、〔ハリデー 1978〕参照。邦訳題名は「現代アラビア」となっているが、原題は「スルタンなしのアラビア(Arabia Without Sultans)」である。南イエメンについては、〔Halliday 2002〕を参照。

1994: 237–239)。しかし、いずれにしても、それが今日の「アラブ君主制国家群」の形成に大きく寄与していることは否めないものであり、個別の国家についてさらに分析を進める必要があろう。

2. 国家の「出自」類型論をめぐる政治学考察

本節では、アラブ諸国家の類型論をめぐる代表的な研究を幾つか取り上げ、アラブ世界において異なる国家体制の並存状況が生じた理由を検討する。本稿が論じているように、アラブ世界は君主制が多く存在するという特色を有しているだけでなく、革命後イランのイスラーム共和制や、カッターフィー政権下リビアのジャマーヒーリーヤなど、バリエーションに富む共和制が展開されてきた。このような多様な体制に対して、既存研究は先に示したような公式の政治制度に着目しつつ、他の基準も組み合わせながら分類を示してきた。

Ayubi [1995] は、公式の政治制度分類のもと、その代表的な特徴に目を向けることにより、「急進的な、ポピュリズム的な共和制」と「保守的な、親族関係に秩序づけられた君主制」という分類を行っている。同様な手法から、オーウェンは 20 世紀の中東政治システムの形成とその展開を探求した [オーウェン 2015] において、一党体制・家族支配体制・リビアのジャマーヒーリーヤという分類のもとで議論を展開している¹⁵⁾。これらの研究は、アラブ世界の政治的特色が、公式の政治制度の形態と密接な関係を有していることを示している。

他にも、Cammett, Diwan, Richards and Waterbury [2015: Chap.3] は、政治経済指標を複合した分類を提示している。Cammett らは資源と労働力の多寡に関する指標（資源・小、労働力・大；資源・大、労働力・大；資源・大、労働力・小；OECD 加盟国）と公式の政治制度（権威主義共和制；イスラーム共和制；君主制；移行国家（2011 年以降）；準備国家、擬似民主制）を組み合わせている。この分類体系はアラブ世界のすべての国家を包摂する類型論を提示するという特色を持ちつつ、資源と労働力に関する指標に共通する政治的特色を描出しており、資源と労働力という各国家の前提条件が政治的特色に影響を与えていることを示している。

これらの研究は、それぞれ異なった体制分類論を提示するが、アラブ世界の国家形成プロセスがその後の政治の様式に大きな影響を与えたという立場から国家形成プロセスへの検討を行っている点で一致している。すなわち、アラブ世界における多様な政治体制の発生は、その国家形成プロセスに多くを負っていると考えられている。それでは、国家形成プロセスにおけるどのような要素が多様な政治体制を生むに至ったのであろうか。

オーウェン [2015] は 20 世紀中東の政治システムの展開について、その一般的特徴と特殊性として記述を行っている。その一般的特徴という観点からは、広く第三世界全般に妥当する説明原理を援用して、植民地支配下の国家、独立直後の国家、権威主義体制下の国家という 3 つの時期区分のもと論じている。すなわち、「植民地支配を経験し、その後ナショナリズム運動を通して独立を達成し、安全保障と発展を同時に強調することで正当性を獲得した権威主義体制が作り出される過程」として論じるのである [オーウェン 2015: 392]。他方、この一般的特徴を覆す特殊例として、湾岸産油国・レバノン・トルコ・イラン・イスラエルを挙げている。これらの国家は国内的要因が強力に作用することで特殊な発展経路をたどったとされる。したがって、オーウェンによれば、こうした国内的要因が政治体制の多様性に影響を与えているということになる¹⁶⁾。

15) いずれの分類においても、君主制は湾岸産油国がその理念型であると考えられており、ヨルダン・モロッコという非湾岸君主制は例外とされる。

16) 国内的要因の具体例として、湾岸産油国については家族支配と（石油による）巨万の富、レバノンについては誕生時の国家の前提条件（強力な政治勢力による支配と国家の脆弱性）・内戦による国家の崩壊・シリア支配下での復

例えば、最初の段階である植民地支配下の国家の特徴の一つとして、王制と共和制という政治制度の違いを挙げており、その理由を英仏の選好の違いに求めている [オーウェン 2015: 41-42]。つまり、英国は君主制を好み、フランスは共和制を好んだとする。さらに、独立直後の君主制の体制維持については、独立後の不安定性に対する政治的課題への体制の対応能力の重要性に言及しつつも、国王自身が現地のナショナリスト運動の指導者の地位を得られれば、体制を維持することができ、一方、国王が植民地支配構造に組み込まれ、そのような転身を行わなかった場合、その統治は長くは続かなかつたと論じている [オーウェン 2015: 41-42]。

Harik [1987] は、アラブ世界には伝統的な国家システムが存在しており、それは権力基盤に基づいて類型化できるとした上で、その国家システムに西洋の影響・植民地主義が影響を与えて、今日のアラブ世界の国家システムが構築されたと論じる。西洋の植民地主義は、国家領域の中心的な部分や支配体制といった、国家システムの外面的部分は温存したと述べ、西洋の影響を相対化している。すなわち、Harik は、今日のアラブ世界の国家システムを理解するためには、西洋植民地主義に先立つ、アラブ世界内部での伝統的な国家システムの形態にも着目する必要性を提示している¹⁷⁾。

Cammett, Diwan, Richards and Waterbury [2015: Chap.3] は、分類論で注目した資源と労働力の多寡が国家形成プロセスに与えた影響に着目しつつ、そのもとで形成された、統治者の正当性を支え担保した、イデオロギー的な志向性と社会的な連合が重要であると論じる。ここでは、社会的な連合形成に加えてイデオロギー的な志向性にも言及が加えられている点が重要である。国境の垣根が低い中東諸国システムにおいて、イデオロギーは越境的に作用を及ぼしてきた¹⁸⁾。特に、アラブ民族主義やイスラーム復興を題材とした諸研究は、その重要性を明らかにしている。このことは、アラブ世界の政治体制を論じる上で、国内的要因と同様、越境的な性質を有す諸要因が与える影響も考慮に入れる必要があることを示唆している¹⁹⁾。

以上より、アラブ世界の国家形成プロセスの多様性は、国家成立時の初期条件としての政治アクターの強度と配置、経済的・人的資源の所在、伝統的な国家システムの形態や、そこでの制度選択やリーダーシップ、さらには、そのような過程に対するイデオロギーなど越境的な要因の与える影響といった、多くの要素の複雑な相互作用から生じたものとして考えることができる。次項では、このような要素に目を向けながら、アラブ君主制国家群の国家発展プロセスを追っていきたい。

3. オスマン朝解体以降の国家群

第一次世界大戦が終結し、英仏を中心にオスマン朝の解体が進んだ戦間期は、文字通りアラブ世界の国家再編期であった。オスマン朝は、第一次世界大戦の敗北ののち、様々な国際条約を通して

興、トルコについては建国期の強力なリーダーの存在・繰り返し発生する軍の政治介入、イランについては建国期の強力なリーダーの存在・革命の発生とその後の新しい政治体制の試み、イスラエルについては政党政治や海外送金の存在・パレスチナ人や周辺アラブ諸国との継続的な緊張関係が挙げられている [オーウェン 2015: 392-393]。

- 17) そのもとで、Harik は、伝統的な国家システムをイデオロギー・伝統・統治権の観点から5つの類型へと分類する。(1) イマーム・首長システム、(2) 首長とイマームの同盟システム、(3) 伝統的な世俗的システム、(4) 官僚制と軍の寡頭制タイプ、(5) 植民地主義によって形成された国家システム、の5つである。
- 18) オーウェンは「アラブ諸国間関係の特殊性」として、1. 国境の浸透性が高く、隣国は介入の意志を持っている、2. 潜在的な紛争は常に存在する、3. アラブ世界では内政と外交のあいだに明確な区別が存在しない、と論じている [オーウェン 2015: 122]。他にも、中東の国際関係にアプローチする多くの研究がこの点を論じてきた。その代表例として、[Halliday 2005; Hinnebusch 2015] を参照。
- 19) さらに、資源・労働力という国家の初期条件のもとで、支配体制による行動が体制存続に影響を与えるという Cammett らの視点は、経路依存性に着目する本稿の視点と軌を一にするものであり、本稿の分析枠組みの一般性を示すと言えるだろう。

領土が分割され、ムスタファー・ケマルのもとの大国民会議によって1922年にオスマン朝の سلطانの政治的権力が廃止、1924年にはカリフ位も廃止されるという政治的展開によって、政治的にも解体されていった。結果として、アナトリアはオスマン朝という君主制国家から共和制のトルコ共和国へと生まれ変わったが、アラブ世界全体に視点を向けてみると、むしろ、君主制国家の数は増加をとげた。それは、西洋列強の進出の中でオスマン帝国が弱体化していく中、その間隙を縫って新しい国家を創設しようとした諸勢力によるものであった²⁰⁾。その諸勢力とは、アラビア半島におけるサウード家²¹⁾、ハーシム家の勢力である。

サウード家は、イブン・アブドゥルワッハブとの同盟により、18世紀に誕生した第1次サウード朝、19世紀の第2次サウード朝と、ワッハブ主義に基づいたアラビア半島の統一に向けた動きを進めてきたが、現在のサウディアラビア王国の起源は、アブドゥルアズィーズ・アール＝サウード(以下、通称に従ってイブン・サウードとする)が20世紀初頭に建国した第3次サウード朝に由来する。イブン・サウードは1902年のリヤド奪回を皮切りに勢力を拡大し、第一次世界大戦の開始までにナジュド・アラビア半島中央部と、湾岸のカティーフ・ハサ海岸を支配し、1915年には英国との保護条約を締結するに至った。

他方、聖地マッカの太守であったハーシム家は、英国と提携したフサイン・ビン・アリーのもと、1916年にオスマン朝打倒を目指したアラブ大反乱を起こし、同年にヒジャーズ王国の建国を宣言し、勢力を拡大した。その勢力はシリアにまでおよび、1919年にはフサインの3男ファイサルがシリアに独立王国を建設したほか、次男のアブドゥッラーは英国の承認のもとで1923年にトランスヨルダンの首長となった²²⁾。ところが、この3つのハーシム家の君主制の中で生き残ったのはトランスヨルダンのみであった。シリアのファイサル王国は、英国とのサイクス・ピコ協定に基づき、シリアの支配権を主張するフランスに追われ、わずか5ヶ月足らずで滅亡した(1920年)。その後、ファイサルは英国の支援のもとでイラクに王国を建設することとなる。ヒジャーズ王国は1924年にフサインがカリフを宣言するも、サウード朝との争いに敗れて領土を奪われ、滅亡に追いやられた。その後、フサインはキプロス島へと亡命したのち、アブドゥッラーの治めるトランスヨルダンで1931年にその生涯を閉じた。他方、ヒジャーズを得たサウード家はさらにアラビア半島西部・南東部へと領地を拡大し、1932年にサウディアラビア王国の建国を宣言した。

こうしたサウード家、ハーシム家の勢力拡大・新たな王国・首長国の建設の動きは、英仏の進出との密接な関わりを無視することができない。オーウェンが述べるように、英国が有した統治の円滑な実施のために現地の君主制を保持しようとする志向性が重要であったのはもちろんであるが、両家の勢力拡大の背景には、反オスマン朝勢力として英国による支援があったほか、その勢力の境界設定も英仏なしではありえなかった。このことは、フランスによるシリアのファイサル王国の追放、フランス委任統治領の共和制シリアの建設という点では、君主制の縮小に寄与したが、ペルシ

20) ここでは、東アラブ世界の旧オスマン朝領域に関する諸勢力に関心を集中させているが、その他の地域に関するこの時期の特徴を見てみると、イランでは1925年にカージャール朝を倒し、パフラヴィー朝が建国された。体制転換は起こったものの、新たに誕生した体制も君主制である。エジプトを含む北アフリカ地域では、19世紀中頃以来の英仏伊の進出の中で、リビアとアルジェリアは植民地化されたものの、その他の諸国については保護領あるいは独立を保った状態であった。これらの国家では従来の君主制の枠組みは保持されており、共和制へと移行した国家は見られなかった。したがって、これらの地域における君主制の勢力は、イランにおける王朝交代を除けば、オスマン帝国解体期に特段の変化を見せなかったといえる。

21) サウード家およびサウディアラビアに関する歴史叙述については、[コーデスマン 2012; Rentz 2004; Al-Rasheed 2010]などを参照した。なお、サウードは正しくはスウード(Su'ūd)であるが、慣例に従ってサウードと表記する。

22) アブドゥッラーは1920年にトランスヨルダン南部のマアーンに進出したのち、翌年にはアンマンへと進出し、統治を開始した。1921年のカイロ会議で英国にその統治が承認されたのち、1923年に、英国委任統治領トランスヨルダンの首長としての地位を正式に承認された。

ア湾／アラビア湾²³⁾の湾岸地域が英国との条約関係により、サウディアラビアの進出を食い止めたことは、1960年代～70年代に同地域が独立する際、君主制として独立することができた背景となっている。

以上のように、英仏の進出と、それによるオスマン朝の弱体化・解体という外在条件のもと、オスマン朝解体後の新しい中東国家秩序が生まれた。そこでは、オスマン朝がトルコ共和国へと移行した中ではあったが、基本的に君主制に対する脅威は存在せず、サウディアラビア・トランスヨルダン・イラク(およびビジャーズに一時的に)に新しい君主制が建設され²⁴⁾、君主制は引き続きアラブ地域での支配的な統治体制となっていた。

4. アラブ民族主義とイスラーム復興——共和革命の二つの波

第二次世界大戦が終了すると、ほとんどのアラブ諸国が独立を果たした²⁵⁾。しかし、独立後の権力移譲と、そのもとでの新しい統治の開始のプロセスにおいて、多くの諸国が不安定な状態となった。そこからアラブ民族主義が力を持つてくることとなるが、ここでは反植民地主義と革命的社会主義の2つが重なり合っている[Kerr 1971: 1]。まず、反植民地主義は、独立達成後も勢力を保ち続ける西洋諸国への反対運動と、独立後の新体制の統治への不満という2つの形で表出した。この後者は、エジプトやチュニジアでの君主制の崩壊、共和制化への一因となった。新体制を率いた君主が植民地支配構造に密接に組み込まれていたことにより、反植民地主義との対立を避けられなかったと見ることもできる[オーウェン 2015: 42]。他方、モロッコのように、反植民地主義運動と結びつき、その指導者となり、君主制を保った事例もあったほか、サウディアラビアのように、そのような圧力から比較的自由な国家もあった。

さらに、革命的社会主義は、エジプトにおけるナセルの権力掌握以降、ナセルを中心として地域全体に影響を持った。西洋諸国と与する保守の君主制は反動勢力としてその打倒が叫ばれた。アラブ世界の各国で反体制運動が盛り上がり、イラク、イエメン、リビアではクーデタによる君主制の崩壊へと至ったほか、ヨルダンも社会主義政権の成立と崩壊、軍部のクーデタ未遂という歴史の流れ²⁶⁾に示されるように、強いプレッシャーの中に置かれていた。このような状況に対し、君主制諸国は結束を強化し、対抗を図る。宿命のライバルであったサウディアラビア・ヨルダンが1950年代前半には共同歩調をとり、サウディアラビアはスエズ動乱(第2次中東戦争)が起きた1956年、クーデタ未遂が発生した1957年、第3次中東戦争が勃発した1967年にヨルダンに派兵を行っている[Brand 1994: 87-88]。さらに、ヨルダンとイラクの2つのハーシム家王国²⁷⁾は1958年にアラブ連邦を結成し、ハーシム家勢力の統合を図った。なお、イラクでの同年の共和革命により、同連邦は半年も経たずに崩壊している。また、ナセルの革命主義に対抗するために、サウディアラビアは1962年に国際的イスラーム組織である、イスラーム世界連盟を結成している[Halliday 2005:

23) イラン側では「ペルシア湾」、アラブ側では「アラビア湾」と呼称し、特に1960年代以降にその名称が政治的問題となっている。歴史的にはペルシア湾と呼ばれてきた。しかし、本論は現代のアラブ君主制国家群を対象としているため、必要に応じて両論併記とするが、以下では主として「湾岸」「湾岸地域」と呼ぶ。本問題の概観については、[山内 2002: 875]。

24) 本文中では取り上げなかったが、イエメンでもオスマン朝の弱体化の中で君主制を創設する動きが見られた。1911年、オスマン朝のイエメン総督との間で自治権を認められたダアン条約を背景として、1918年にイマーム・ヤフヤーによるザイド派のムタワッキル王国が成立した。

25) 例外は、1962年までフランスの植民地支配下にあったアルジェリア、1970年代前半に独立する湾岸諸国である[オーウェン 2015: 44]。

26) これらの事件に関しては、[白杵 1988a; 1988b]に詳しい。

27) ヨルダンは1957年に独立し、国名をトランスヨルダン首長国からヨルダン・ハーシム王国へと変更した。

115; Wagemakers 2016: 38]。このように、アラブ民族主義の時代は、革命的な共和制諸国と、保守的な君主制諸国という2つのブロックから成る、「アラブ冷戦」構造となっていたのである [Kerr 1971]。

この構造は、1967年の第3次中東戦争におけるアラブ側の大敗北、同年のイエメンからのエジプトの撤退といった事態からアラブ民族主義が失墜し、終わりを迎える。アラブ域内での保守・革命路線での対立は緩和され、現状追認がアラブ世界諸国で支配的な趨勢となっていった。こうした情勢を、オーウェンは「アラブの統一に対する強い共感を示しつつも、他のアラブ諸国との政治統合やイスラエルとの実戦に繋がるような政策を回避する、という明確な戦略が採用されるようになった」と論じている [オーウェン 2015: 117]。

第3次中東戦争以降の中東秩序は、上述のようなアラブ民族主義の失墜に加え、もう一つ大きな特徴を有している。それは湾岸の社会・政治変動の重要性の高まりである²⁸⁾。第3次中東戦争後の1967年8月にアラブ諸国で行われたハルツーム会議により、サウディアラビア・湾岸諸国がリビアとともに、石油に基づく富の分配をアラブ諸国に対して実施するようになったほか、1973年の第4次中東戦争では石油戦略が発動されるなど、湾岸諸国の動向は大きな影響力を持つようになった。

さらに、この時期は英国の湾岸地域からの撤退の時期とも重なりを持っている。クウェートが先行して1961年に独立したが、残りのアラブ首長国連邦、カタール、バハレーンは1971年に独立した。英国の影響力の低下は、イランの相対的な影響力の拡大と重なり、湾岸地域の安全保障問題が重要な論点へと浮かび上がってきた時代でもあった²⁹⁾。アラブ民族主義の高まりの中で、多くの君主制が共和制へと道を譲ることとなったが、その没落の中で、新たな君主制がアラブ諸国に加わったのである。

その中で、1970年代後半からのイスラーム復興の高まり³⁰⁾は君主制諸国に対し新しい脅威となった。それを画する事件がイラン・イスラーム革命である。1925年より続いたパフラヴィー朝は1979年、イスラーム共和国へとその道を譲った。この革命イデオロギーは政治体制のイスラーム的正当性を問うものであったが、これは他のイスラーム復興運動と同様、君主制・共和政に限らず、既存の支配体制へのイデオロギー上の重大な挑戦となった。これは1979年のサウディアラビアでのマッカ事件・東部州反乱や、1981年のエジプトのサーダート大統領の暗殺といった出来事に現れている。このような一般的な意味でのイスラーム復興の脅威に加え、イランでの新しいイスラーム共和国政権の発足は、新たに誕生した湾岸君主制に対しての喫緊の脅威となった。前述のように、イランはパフラヴィー朝のもとでも湾岸君主制に対する安全保障上の脅威ではあったものの、君主制という統治制度そのものへの脅威を示したわけではなかった。むしろ、パフラヴィー朝による支配システムの保持という方針は共有していた [Legrenzi 2011: 27]。ところが、新しいイスラーム共和制はこのような意思は有しておらず、むしろ、革命の輸出という形でイデオロギー上の脅威となったのである³¹⁾。

28) 板垣 [1992: 338-339] は「中東問題は、(1)パレスチナ問題、(2)湾岸社会の変動、という2つの焦点をもつ楕円構造に組み替えられた」と第3次中東戦争以降のこのような情勢を論じている。

29) 例えば、1969年から1975年にかけて、イラン・イラク間での国境紛争が発生しているほか、1971年、英国の撤退を機に、イランがアラブ首長国連邦領のアブー・ムーサー、大トンプ島、小トンプ島の占領を行った [Halliday 2005: 103]。

30) 1950年代末から60年代にかけて始まり、中東では1979年を分水嶺として、70年代後半からその姿を大きく現した運動 [小杉 2006: 8] である。

31) 1981年12月にバハレーンにおいて発生した、バハレーン・イスラーム解放戦線 (al-Jabha al-Islāmiya li-Tahrīr al-Bahrayn) によるクーデタ未遂は、イラン・イスラーム共和国を理想とした新しい国家秩序の形成を目指したものであったと言われる。詳細については、[Alhasan 2011] を参照。

このような危機と、1980年のイラン・イラク戦争の発生を受け、1981年5月にアラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウディアラビア、バハレーンの6ヶ国は湾岸協力会議(GCC)を結成し、対抗を図ることとなった。

以上のように、君主制は反君主制運動(反植民地主義、ナセルを中心とした革命的社会主義、イスラーム復興)の脅威を受け、それに事後的に対応するという形を取ってきた。本論中で触れてきたように、このような君主制をめぐる様々な動きが、域内での君主制の政策決定や反君主制運動だけでなく、従来君主制の保持の役割を果たしてきた英国の撤退に、大きな影響を受けた点も見過ごすことはできない。これは反植民地主義、ナセル主義の高まりを招いたほか、湾岸地域秩序を大きく揺り動かすこととなった主要な構造的要因である。特に湾岸地域について言えば、湾岸地域が安全保障上の意味で流動化する一因となり、湾岸地域は今日もなお、安全保障上の課題を抱え続けることとなっている。

III アラブ世界における「系譜」「血統」と君主制国家

以下では、個別国家の検討に先立って、君主が実権を有するアラブ君主制国家群において「系譜」「血統」がどのように意義を持っているかを、イスラーム成立期から今日の「部族社会」に至るまでを視野に、概観する。

1. アラブ文化における「系譜」とその歴史の変容

まず初めに、アラブ文化における「系譜」とは何かを瞥見してみよう。

アラブ(al-‘Arab)という語は、集合名詞として「アラブ」と呼ぶことのできる人間集団の総体を指す。そのニスバ名詞・形容詞(関係性を示す名詞・形容詞)は「アラビー(‘Arabi)」である³²⁾。イスラームが誕生した7世紀でも、現代でも同じ「アラブ」の語が使われる。これを「アラブ人」と訳すると近現代的な意味での民族呼称を指すが、7世紀のアラビア半島に居住していた「アラブ」はアラブ的な系譜を持つ諸部族の総称であり、その存在形態は「アラブ諸部族」であって、民族的なアイデンティティが成立していたとは言いがたい。

部族³³⁾の系譜を示す基本語彙は「ナサブ(nasab)」であった。これは「結びつき、血統、系譜を意味し、アラブ社会の最も根本的な組織原理を指す」[Rosenthal 1993]ものとされる。ただし、古くからの「ナサブ」を持てばそれだけで優れているというわけではなく、優れた系譜には優れた資質が必要とされる。それを示す語が「ハサブ・ワ・ナサブ」、つまり「美質と系譜」という複合的な表現であった。この語は、イスラーム以前の社会において人間の「高貴さの二つの面を表すアラブ的表現」で、ナサブが「特に祖先との血縁関係を示す」一方で、「ハサブ(hasab)」を有するためには、「祖先の名誉を守るような目立った勇敢な行為、美徳の実践、特に模範的な寛大さを示すこと」が必要とされた[Bearman 1971]。

イスラームが誕生した頃のアラビア半島は「ジャーヒリーヤ時代」と呼ばれる。直訳すれば「無

32) アラビア語では名詞と形容詞は、しばしば互換的に使われる。「アラビー」は、名詞としてはアラブに属する一人の人間を指すし、形容詞としては「アラブ的な」を意味する。

33) 「部族」の語は、これまで地域研究において、特にサハラ以南アフリカの研究において批判の対象となってきた。それは植民地支配とも結びつき、差別的な含意を有することに起因する。しかし、アラブ諸国に関しては、カビラ(qabila, 部族)やその単位に関する諸語は実態概念として使われており、西欧などの外部から名付けられたものではない。本論では、他地域での「部族」の用法批判を踏まえた上で、アラビア語での自己表象として部族の語を用いる。なお、アラブ社会の「部族性」を批判するアラブ知識人も少なくないが、部族主義批判は、人間の平等性を唱えるイスラームの思想史においては、むしろ標準的と言える。イスラームと部族性(さらに民族性)との関係については、[小杉 2011: 107-110, 142-146] 参照。

知なる時代」、つまり世界の創造者である唯一神を知らない時代を意味するが、通常は「無明時代」と邦訳されている。イスラームは610年頃にムハンマドが預言者と名乗ってから始まるが、当時はジャーヒリーヤ時代のただ中で、イスラームが完全に優勢となるのは630年のイスラーム軍によるマッカの無血征服からで、それまでは二つの時代が並列していた。初期イスラーム史の泰斗であった嶋田襄平は、この時代を次のように描いている。

われわれの用いる歴史学の述語としてのジャーヒリーヤ時代は、南アラブの北方への動きが止り、アラビア半島とシリア砂漠で南アラブ・北アラブの分布がほぼ固定化した5世紀の半ばごろから、マホメット〔ムハンマド〕の活躍の始まる7世紀のはじめまでの約1世紀半の時期をさす。この歴史学の術語としてのジャーヒリーヤ時代は、アラブ文学史上の英雄時代と一致し、その主役を演じたのはベドウィンとよばれるアラブ遊牧民であった。もちろん、遊牧生活は太古以来アラビア半島で行われていたが、今や半島の全域で遊牧生活が支配的となった。イエメン、ハドゥラマウトの古代南アラビア王国と、ペトラ、バルミラのナバタイ人の王国は滅び去った。南アラブとナバタイ人の商人は地中海世界から姿を消し、シリア砂漠の周辺に遊牧するベドウィンの多くは、かつて南アラビアで農業または商業に従事していたものたちの子孫であった。〔嶋田 1977: 2〕

彼らの社会集団は、血統的な系譜を共有する「部族」として組織されていた。

家族のいくつかが集まったものを氏族、氏族がいくつか集まったものを部族と呼ぶが、アラビア語の史料では血縁集団は規模の大小や上下の所属関係とは無関係に、すべて「誰その息子たち」とよばれる。〔嶋田 1977: 5〕

この「部族」を結びつけている「系譜」が、必ずしも実際の血縁関係を意味するとは限らず、むしろ「系譜意識」の共有が鍵となる集団であることを、史料をたねんに解析して証明したが、後藤明の研究であった〔後藤 1991〕。しかし、それを書評する中で、アラブ社会に詳しい社会人類学者の大塚和夫は、社会の中における「部族」や「系譜」といったものはもともと文化的な概念であって、「本当に血がつながっているか」というような問いには本来、意味がないことを論じている。大塚の言を借りれば、中東における系譜は「語り手＝記録者が先祖の方を見上げた、いわば「虫瞰図」として認識されるのである〔大塚 1992: 512〕。つまり、後藤のような歴史学的な実証的アプローチから見ても、大塚のような社会人類学のアプローチから見ても、「系譜」およびそれをめぐる意識や認識は社会的に構築されたものと考えることができる。

この点は、本論文にとって大きな重要性を持つ。君主制におけるレジティマシーが王家の系譜や血統によって補強される場合には、そのような系譜に対して価値を認める社会が存在していることが前提とされるからである。系譜という概念や認識を広く共有する社会が王家により正統性の高い系譜を認める時に、はじめて本論が主題としている「系譜的正統性」が論ずべき課題として生じるということもできる。

イスラームの成立期には、ジャーヒリーヤ時代の「悪徳」として「部族主義」はイスラームにおいて否定された。ムハンマドがもたらしたイスラームは、神の前での人間の平等や、人間の根源的価値は当人の信仰や行為によるのであって、出自や血統によるのではないことを主張した。しかし、

その一方で、人間の属性としての系譜そのものが否定されたわけではなかった。系譜や血統をむやみに誇ることなく、イスラームの同胞性を上位に置いて行動するならば、それはかまわないこととされた。民族的な属性も同じである。それをイスラームよりも上位に置けば問題が生じるが、人間がいろいろな人種や民族に属していること自体は自然なことと考えられた。

さらに、その中で、預言者ムハンマドの血統を尊ぶ傾向も生まれた。後に、ムハンマドの子孫は「〔預言者の〕家の人びと(Ahl al-Bayt, Āl al-Bayt)」と呼ばれて「貴人」として扱われるようになった[森本1999]。厳密に考えると、これはイスラームが持つ平等主義に抵触する側面も持つように思われる。しかし、「家の人びと」はムハンマドの子孫であることを自覚するからこそ、清く正しく生きる(はず)との認識は、「アッラーの御許でもっとも貴い者は、もっとも神を畏れる者である」(クルアーン部屋章13節)という平等原理とは必ずしも矛盾しないものともなった。

ジャーヒリーヤ時代の系譜意識、あるいは部族意識は「系譜学」という出自や部族の系統に関する知識と結びついていた。ムハンマドを後継して第1代正統カリフとなったアブー・バクルは、系譜の知識が豊富であった(それも指導者の資質として重要であった)とされる。実際に、イスラーム国家が樹立される以前の(中央集権国家が不在の)部族社会では、部族が政治的な単位であり、成員の保護も部族を単位としてなされていた。嶋田襄平は「血縁集団の連帯意識を具体的に表現するのは、血の復讐と身代金との制度である」[嶋田1977: 8]と述べているが、成員が害されれば部族が復讐をおこなうこと、成員が捕虜とされれば部族が身代金を出してその自由を回復することは、部族が安全保障の基礎単位であることを意味している。そうであれば、系譜を軸とする部族間関係の知識は今日の国際関係学に対応するものとも言える。

この系譜学は、アッパース朝時代になって、精緻化され制度化された。[高野2008]はそれを詳細に描いている。精緻化された系譜学によれば、アラブの系譜はすべてアドナーンとカフターンという祖先に由来する2系統に区分される。これは南アラブ、北アラブという呼び方にも照応しており、非常に精緻な階層構造を有する系譜の体系となっている。あまりの精緻さに驚くと同時に、そのような系譜は史料的に確かな情報と言うよりも「基本的にフィクションの産物である」[高野2008: 13]と考えられるが、それと同時に、「それらの系譜体系は、社会の実態と無関係に捏造されたわけではなく、アラブの系譜集団が実際にたどってきた分裂と融合の歴史を、血縁的な親疎関係という形で表現した部分が大きい」[高野2008: 13]とも言える。言い替えると、系譜とは、そのような共通認識に依拠して互いの関係性を表現する様式ということであろう。さらに言い替えると、それが「系譜的アラブ人」の基本的な人間観ということにもなるであろう。

ここで「系譜的アラブ人」と筆者が表現したのは、「文化的アラブ人」と対照される。文化的アラブ人とは、イスラームの拡大によってイスラーム化し、さらにイスラーム化に伴ってアラブ化が起り、アラビア語が母語になるところまでアラブ化した人びとである。単純化して言えば、エジプトから西に向かってモロッコに至るまでの地域に住むアラブ人は、アラブ化したアラブ人であり、この地域にはイスラーム成立期からのアラブ人の血統を引く人びとは限られている。それに対して、アラビア半島とその周辺には、古くからの系譜をたどれる(すくなくとも「たどれる」と自負する)人びとが住んでいる[小杉1997: 192-197]。このような人びとを「系譜を持つアラブ人」=「系譜的アラブ人」とここでは呼ぶことにしたい。人口で言えば、系譜的アラブ人はアラブ人全体のおよそ3分の1程度であろう。

アラブ人を民族的呼称としたのは、20世紀に発展したアラブ民族主義の成果である。民族としてのアラブ人とは誰かを定式化することに大きな貢献をしたサーティウ・フスリー(1880~1968)

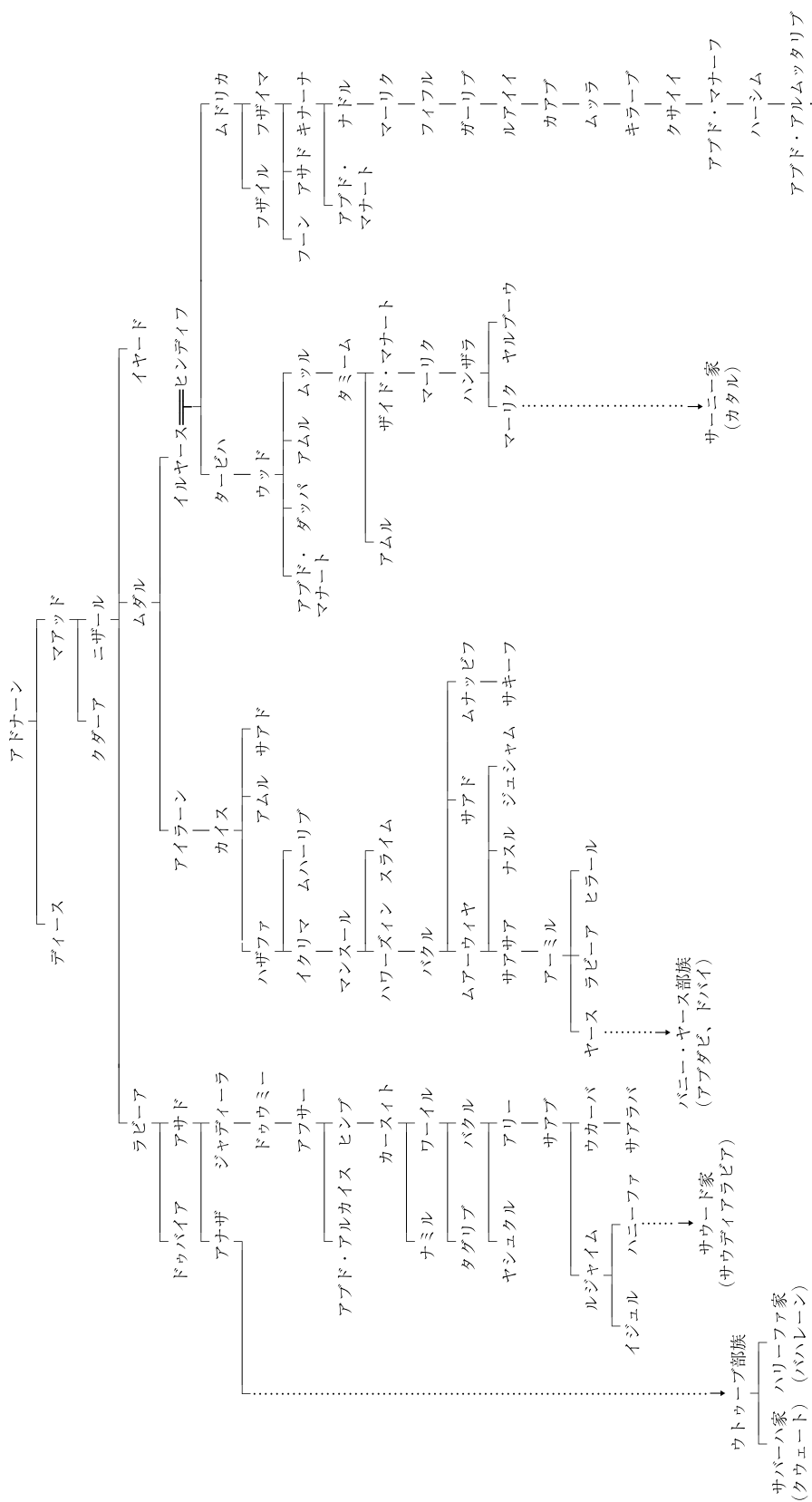


図2 アドナーン系(北アラブ)の諸部族と現代アラブ王朝の系譜
 (出所) [高野 2008: 28-29] を参考に各王朝の系譜情報を加えて筆者作成

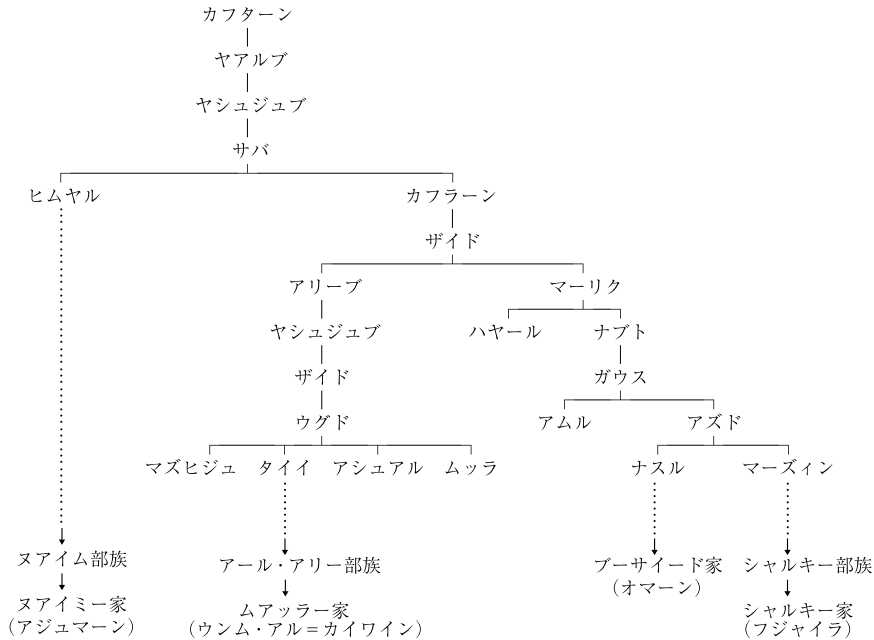


図3 カフターン系(南アラブ)の諸部族と現代アラブ王朝の系譜
(出所) [高野 2008: 28-29] を参考に各王朝の系譜情報を加えて筆者作成

は「アラブ人とは、アラビア語を母語として、アラブ人としてのアイデンティティを持つ者」すべてを包摂すると定義している [小杉 2006: 743 (注18)]。これは系譜的アラブ人をも含む定義であるが、彼らが自らを「系譜を有するがゆえに、生粋のアラブ人である」と思っているとすれば、この定義はその点を欠いている。つまり、「文化的アラブ人」の定義として必要十分なものであろう。系譜の歴史的な役割について、高野太輔は次のように結論づけている。

ウマイヤ朝時代のアラブ社会に存在した大規模な系譜集団は、個々のアラブ=ムスリムがアラブ帝国 [ウマイヤ朝を指す] の支配者集団に参加するための社会システムとして機能していた。彼らは、それぞれの征服地における経済的な権益を確保し、国家的な政策の決定に発言権を維持するため、より強力な社会的紐帯にもとづく集団を形成する必要があり、そのために利用されたのが「血縁的な一体性」というフィクションだったのである。アラブ帝国という国家体制の崩壊は、アラブ=ムスリムが系譜集団の枠組を通じて結束する必要性を失わせると同時に、それを支えてきたフィクションそのものを形骸化させることになった。その結果、彼らが保持していた「血縁にもとづく集団化論理」のシステムは、アラビア半島、シリア沙漠、ホラーサーン地方、エジプト、マグリブ地方などにおいて遊牧生活を営む人々に特徴的な社会構造として残存するのみとなり、西アジア世界の都市部においては、全ての人間を「神の奴隷 (al-‘ibād)」と見なすことによって成立する、新しい社会秩序が卓越していくことになるのである。 [高野 2008: 146-147]

イスラーム的な秩序を生み出したアッバース朝以降、宗教的・文化的な人間観が広がり、イスラーム世界が拡大すればするほど、アラブ的な系譜的人間観はマイナーな存在となっていく。

が、「アラビア半島、シリア沙漠」においては、現代に至るまで部族的な系譜が社会的な意義を持って継続してきた。そう理解せざるをえない現状が、今日のアラビア半島、湾岸諸国で見られる。

つまり、系譜的人間観にもとづく社会関係が成立している地域(いわゆる「部族社会」)が、20世紀において主権を持つ「国民国家」となったのである。しかも、これらの産油国では豊かな地下資源を用いた経済発展がなされ、大量の外国人労働者が流入した結果、堀抜功二が「国民マイノリティ国家」と呼ぶ国家が誕生した[堀抜 2016]。人口的には少数ながら、国民としての権利を持たない外国人に対して、国民である「系譜的アラブ人」は手厚く保護されている。上の引用文を用いるならば、そのような湾岸産油国では「系譜集団は、個々のアラブ=ムスリムが自国の支配者集団に参加するための社会システムとして機能している」と言うことも可能であろう。

系譜的アラブ人が理解する系譜は、アッバース朝期に「系譜学者の人為的かつ集中的な学問的作業によって決定された」[高野 2008: 144]。この系譜学の体系化は、その後も長らく影響を及ぼし、今日の系譜的アラブ人の自己認識にまで影響を及ぼしている。系譜の形態についての知識は、以下で各王家を見る際にも必要となるので、その特徴について概観しておこう。

アラブ的な系譜は、「父系の祖先を順々に遡って記述するという単系的な構造」[高野 2008: 15]をしている。各人の持つイスマ(名前)は、英語名のファーストネームに相当するが、彼らの系譜は「本人のイスマの後に、父のイスマ、祖父のイスマ、曾祖父のイスマ、高祖父のイスマ……という配列で、父方の先祖名を記憶する限り羅列することによって表される。その際、イスマとイスマの間には、『～の息子』を意味するイブンの語を挟み、『Aの息子であるBの息子であるC』という表現法が採られる」[高野 2008: 15-16]。父から以前に遡る部分がその人物のナサブ(nasab, 系譜)になる。

部族名は「バヌー・～／～の子ら(banū ～)」か、「アール・～／～の一族(Āl ～)」が通例である。父祖の名の一つをニスバ名詞(関係名詞)に変換して、出自を示すこともある。後述のモロッコ王家が「アラウィー朝」と呼ばれるのは、祖先の中のアリーが名祖となって、「アラウィー(アリーに由来する)」が家名として使われている例である。

2. 「預言者の一族」とその血統的正統性

8つの君主制の中で、モロッコとヨルダン、預言者ムハンマドの子孫が君主となっている点で他の6つと異なっている。

ムハンマドは、クライシュ族が支配し居住するマッカで570年頃に生まれ、610年頃に「預言者」として啓示を受け、632年に没するまでの短い間にイスラームを確立した。「最後の預言者」と名乗ったため、ムハンマド以降に預言者は存在しえないが、それ以外の宗教的・政治的機能を後継者(ハリーファ)が継承したことは、前述した。

ムハンマドの子どもは息子2人が夭折し、娘4人が成人した。ムハンマドの没後まで存命したのは、後に第4代正統カリフとなるアリー(ムハンマドの従弟)と結婚した末娘のファーティマで、2人の子どもの系譜を引く「家の人びと」がイスラーム世界の中で重きをなした³⁴⁾。「家の人びと」が樹立した王朝は、モロッコのイドリース朝(789～987年)を初めとして、イスラーム史に数多く見られる。

34) 「家の人びと」の範囲をめぐる考え方は、歴史的にもいくつか存在する[森本 2010; 東長 2002; Goldziher 1986]が、本論の対象に関する限り、ハサニーとフサイニーのみに限定するもっとも狭義の定義が適切と思われる。

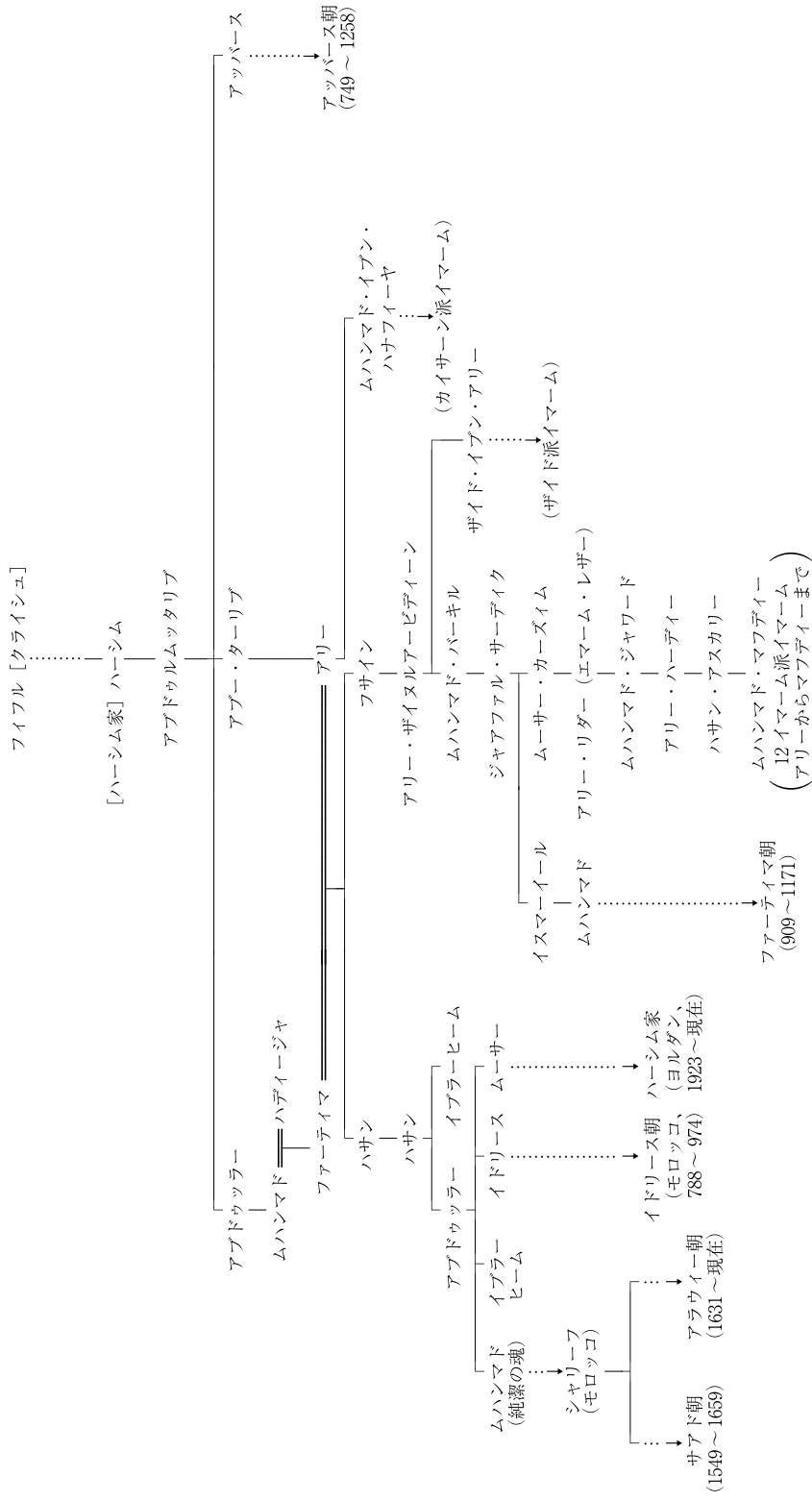


図4 ハーンシム家と預言者ムハンマドの子孫の系譜
 (出所) [大塚ほか2002:1118-1119] を参考に各王朝の情報を加えて筆者作成

(1) モロッコ

モロッコはアフリカの北西部に位置し、ジブラルタル海峡、地中海、モーリタニア南部、アルジェリア東部、大西洋と境を接する³⁵⁾。面積は約44万平方キロメートル、人口は約3480万人(2016年推計)。アラウィー家による君主制統治が行なわれており、正式名称はモロッコ王国(al-Mamlaka al-Maghribiyya)、君主の称号は国王(Malik)である。現国王はムハンマド6世(在位1999年～)。

現在の統治王家、アラウィー家によるモロッコ統治は17世紀中頃にさかのぼる。その家祖はアリー・イブン・ユースフである。彼の一族はムハンマドの直系の子孫であり、アリーも「アリー・シャリーフ」と呼ばれる。「シャリーフ(Sharīf, 貴人)」は、ムハンマドの子孫の男子に付される敬称である。王朝名の「アラウィー」は「アリーに由来する」の意で、この王朝の名祖にちなんでいる。彼の祖先は12世紀に東方から移住したとされる。アリーはモロッコ東南部にあるオアシスのターフィーラルトで貴人として尊ばれていたが、息子たちが実質的に興した王朝の始祖となった。王朝を築いた3人の息子たちは、まずムハンマドが周辺部族を支配下に置き、次にラシードが1667～8年に当時の中心的な都市フェス、マラケシュを支配下に置き、その後を継いだイスマールが55年に及ぶ治世の間に王朝の基礎を堅固なものとした[Bennison 2017]。

アラウィー家は20世紀までオスマン帝国の伸張を抑え、独立を保ってきた。19世紀後半から英仏をはじめとした西洋列強の進出を受け、1912年に仏の保護領となったが、1956年に独立したのち、その後も激しい政治的緊張を乗り越えて、今日までアラウィー王政を堅持している³⁶⁾。

モロッコ憲法は統治王家について以下のように規定する。

モロッコの王位と、その憲法上の権利は世襲であり、最年長の子供とは別に生前に子供の中から後継者を指定しない限り、ムハンマド6世国王からの長子相続の原則に従って、父から子へと、男系男子の子孫へと受け継がれる。(2011年憲法第43条前段)³⁷⁾

ここでは王朝の起源について特段の言及が見られない。後に見るように、これは現代アラブ君主制国家群の中では例外的な事例である。

現国王ムハンマド6世に関する文献は数々出版されている³⁸⁾。本稿では[Šūfiyā 2015]から、アラウィー朝の国王の系譜、役割、この出自が有する意義について訳出を行う。国王ムハンマド6世の系譜(Shajara Šāhib al-Jalāla al-Malik Muḥammad al-Sādis Naṣar la-hu Allāh)は、現国王から順に代をさかのぼるかたちで記述され、最後に預言者ムハンマドに達する[Šūfiyā 2015: 23]。ここでは、読者の便宜を考え、預言者ムハンマドを起点として、系譜の人物について簡単な注を付して、表2とした。

35) 冒頭での国家紹介については、アラブ連盟 HP [Jāmi'a al-Duwal al-'Arabīya] での記述を参考に用いたほか、面積・人口については[UN Data, The United Nations Statistics Division]を参照した。以下の諸国家でも同様。

36) モロッコの歴史については、これを包括的に扱う[Kably (dir.) 2012]や、現代史を扱う[Laroui 2010]を参照。

37) モロッコ憲法は1956年の独立以来、1962年、1970年、1972年、1992年、1996年、2011年に改正が行われてきた。本条項は1996年憲法までは第20条に記載されており、当時はハサン2世による統治時代であったため、ムハンマド6世ではなく、ハサン2世からの長子相続として記述が行われていた。また、1992年憲法以降、長子相続の例外として、生前の後継者指名という規定が設けられた。

38) ムハンマド6世に焦点を当てた研究として[Brouksy 2014; Martinez 2015; Vermeren 2011]、モロッコ君主制を論じた研究として、[El Ayadi 2015; Bencheikh 2013; Waterbury 1970]などが挙げられる。

表2 モロッコ王家の系譜

世代*	人名	
1	ムハンマド	最後の預言者、イスラームの開祖
2	ファーティマ / アリー	ムハンマドの娘／娘婿で第4代正統カリフ
3	ハサン	アリーとファーティマの長子、弟がフサイン。子孫はハサニー (Ḥasanī) と呼ばれる。
4	ハサン (ハサン・ムサンナー)	父と同名であるため、区別するために後世に「ムサンナー」と付す慣例となった。「二番目の〔息子の〕ハサン」の意となる。
5	アブドゥッラー	大叔父フサインの娘ファーティマが母、つまり父方はハサニー、母方はフサイニーで、アリーの曾孫にあたるため、「カーミル (完全な)」「マフド (生粋の) 」と呼ばれた。アブドゥッラーは、モロッコ王家とヨルダン王家の共通の祖先にあたる。
6	ムハンマド・“ナフス・ザキーヤ” (純粋な魂)	762年にアッバース朝に対して蜂起し、殉教。
7	カースイム	
8	イスマーイール	
9	アフマド	
10	ハサン	
11	アリー	
12	アブー・バクル	
13	ハサン	
14	アラファ	
15	アブー・ムハンマド	
16	アブドゥッラー	
17	ハサン	
18	ムハンマド	
19	アブー・カースイム	
20	ムハンマド	2人の息子アフマド、カースイムがあり、アフマドの家系がワーディー・ダラウでサアド朝を興した (後に、フェスとマラケシュのサアド朝に分かれる)。
21	カースイム	ムハンマドの息子。
22	ハサン・ダーヒル	ダーヒルは「入れた者」=この家系を当該地域 (ターフィーラールト) に導入した者の意。
23	ムハンマド	
24	ハサン	
25	アリー・シャリーフ	アラウィー朝の名祖にあたる (「アラウィー」=アリーの子孫)。「スイジルマースイー (スイジルマーサの人)」とも呼ばれる。
26	ユースフ	
27	アリー	
28	ムハンマド	
29	アリー	「マツラークシー (マラケシュの人)」と呼ばれる。
30	ムハンマド・シャリーフ	在位 1631～35。息子のムハンマド1世 (在位 1635～64年)、ラシード・アリー (在位 1664～72年) が継承。ラシードがフェスに遷都して、今日に至るアラウィー朝を樹立。
31	イスマーイール (1727年没)	ムハンマド・シャリーフの息子。兄ラシード・アリーの没時、メクネスの総督であった。対抗者を破って、第二代君主となり、55年の治世で王朝の基礎を固めた。在位 1672～1727年。

世代*	人名	
32	アブドゥッラー (1694～1757年)	イスマーイールの息子。父の没後、兄のムハンマド2世(1729年没)を経て、王位継承。しかし、この時期は30年にわたる国内の混乱期で(1727～57年)、何度も廃位と復位を繰り返した。在位1729～1734、1736、1740～1741、1741～1742、1743～1747、1748～1757年。
33	ムハンマド3世(1790年没)	アブドゥッラーの息子。在位1757～1790年。その没後は息子たちが相争って王国は分裂、王位も安定しなかった。
34	ヒシャーム(1799年没)	ムハンマド3世の息子。在位1790～95年。その後も、ヒシャームの兄弟たちが争ったが、スライマーンが優勢となった(在位1792～1822年没)。
35	アブドゥッラフマーン	ヒシャームの息子。叔父スライマーンの後を継いで、王位を継承。在位1822～1859。
36	ムハンマド4世	アブドゥッラフマーンの息子。在位1859～1873。
37	ハサン1世	ムハンマド4世の息子。在位1873～1894年。フランス保護領期(1894～1912年)に入り、息子のアブドゥルアズィーズ(在位1894～1908年)、アブドゥルハフィーズ(在位1908～12年)、ユースフが継承。
38	ユースフ	ハサン1世の息子。在位1912～1927年。
39	ムハンマド5世(1909～1961)	ユースフの息子。在位1927～1961年。保護領期にいったん1953年に廃位されたが、独立運動の象徴として復権、独立時の1955年に復位した。
40	ハサン2世(1929～99)	ムハンマド5世の息子。在位1961～1999年。
41	ムハンマド6世(1963～)	ハサン2世の息子。現国王(在位1999年～)。

(出所) [Sūfiyā 2015: 23; Deverdum 1971; Terrasse, H. 1960] などをもとに、筆者作成

* 系譜上の世代数で、君主としての代ではない。特に、兄弟間で王位を継承した場合は、そのうちの一人だけが現国王の直接の祖先にあたる。

アラウィー朝の国王の役割については、以下のように記述されている。

ラシードのアラウィー朝の始まり以来、アラウィー朝の王達は信者らを支配するにあたり、高貴で正しい、サラフ(な行い)や預言者のスンナを実践することを旨としてきた。それは宗教的な事柄を管理するに際し、それら[宗教的な事柄]をあらゆる欠陥や過ちから守るという形を取っていた。国王というものは、その地のイマームであり、その領域に属する宗教の守護者であり、預言者のスンナを守り、宗教的儀礼に対してのすべての住民の行いが平和、平穏、寛容の雰囲気であることを保障し、他者を理解し、他者を尊敬(尊重)した。[Sūfiyā 2015: 106]

さらに、アラウィー家の出自が有する意味については、以下のような記述が見られる。

アッラーの愛はモロッコの信者らの長であるイマームへの服従を呼びかけている。素晴らしきかなイマーム。彼[イマーム]は、サヒーフ・ムスナドにおいて二人の孫のハサンとフサインの事を言及して「彼ら二人[ハサンとフサイン]を愛する者は私[ムハンマド]を愛することになり、私[ムハンマド]を愛する者はアッラーを愛することになる、彼ら二人を嫌う者は私を嫌うことになり、私を嫌うことはアッラーを嫌うことになる」と文字通りに言った、アッラーの使徒[ムハンマド]の家系に連なる者ではないのか。[Sūfiyā 2015: 108]

以上のように、モロッコのアラウィー王家は、預言者一族としての血統的正統性のもとで、イス

ラーム的な統治を司る存在として描かれている。同王家の系譜的正統性は預言者一族という出自に強く結びついているのである。

(2) ヨルダン

ヨルダン・ハーシム王国(以下、ヨルダンとする)は中東地域の中心部に位置し、サウジアラビアの北西、シリアの南、イラクの西、パレスチナの東にあたる。面積は約8万9千平方キロメートル、人口は約970万人(2017年推計)。1923年に英国保護領として成立したトランスヨルダン首長国を前身とし、1946年に独立、1950年にヨルダン・ハーシム王国に改称して現在に至る国家である。トランスヨルダン首長国の首長、のちのヨルダン・ハーシム王国初代国王アブドゥッラー1世より、タラール国王、フセイン国王、そして現国王のアブドゥッラー2世と、世襲によって統治者が交代してきた君主制国家である。

1952年に制定されたヨルダン憲法は統治王家について以下のように規定する。

ヨルダン・ハーシム王国の王位は、アブドゥッラー・イブン・フサインの王朝に連なる男子直系の世襲制である。(第28条)

国王の称号は王位の保持者からその長男子へ、そしてその長男子へと、その後同じプロセスによる直系相続によって受け継がれる。(第28条第1項第1段)

ヨルダン憲法は、男子直系相続を規定している点でモロッコと共通であるが、統治王家の範囲を明確に定めている点で異なっている。

‘Ammāri [2014] は、「ハーシム家の国王、アミール、シャリーフの高貴な系譜と、アウン家に発するヨルダン・ハーシム家の国王、アミール、シャリーフ (al-nasab al-sharīf lil-mulūk wa al-umrā’ wa al-ashrāf al-Hāshimīyīn wa al-mulūk wa al-umrā’ wa al-ashrāf al-Hāshimīyīn al-Urdunnīyīn min Āl ‘Awn)」という項目で、ハーシム家の系譜を細かく記している。そのナサブに、故フサイン国王 HP 掲載の家系図 [Office of King Hussein I] とアウン家の家系図を記した [al-Hāshimīya 2008] の情報を合わせ、ヨルダン・ハーシム家の系譜を表3に示した。

前項で検討したモロッコ王家と同様に、ヨルダン王家も預言者ムハンマドの子孫であると同時に、ムハンマドの娘ファーティマの長男ハサンの系譜を引くことがわかる。両王家ともに、「ハサニー(ハサン系)」の預言者一族であることが王統の血統的な正統性を保証していることが認められるであろう。

表3 ヨルダン・ハーシム王家の系譜(*)

	人名	
1	ムハンマド	最後にして最高の預言者
2	ファーティマ / アリー	ムハンマドの娘 / 第4代正統カリフ = 「信徒たちの指揮官にしてムスリムたちのカリフ」
3	ハサン	第5代正統カリフ = 「信徒たちの指揮官にしてムスリムたちのカリフ」。アリーの子、フサインの兄。子孫はハサニーと呼ばれる。
4	ハサン(ハサン・ムサンナー)	モロッコ王家の4参照

	人名	
5	アブドゥッラー	モロッコ王家の5 参照
6	ムーサー 1 世 (**)	兄は「純粋な魂」ムハンマド。
7	アブドゥッラー・シャイフ＝サーリフ	マッカ太守となる家系の祖。
8	ムーサー 2 世	その息子たちから、やがて 4 支族が分岐することになった。
9	ムハンマド・サーイル	
10	アブドゥッラー・アクバル (大アブドゥッラー)	
11	アリー	
12	スライマーン	
13	フサイン	
14	イーサー	
15	アブドゥルカリーム	
16	ムターイン	
17	イドリース	
18	カタールダ	マッカ太守。支族としてのカタールダ家の名祖。
19	アリー・アクバル (大アリー)	
20	アブー・サアド・ハサン	マッカ太守
21	ムハンマド・アブー・ヌマイイ 1 世	マッカ太守
22	ルマイサ	マッカ太守
23	アジュラーン	マッカ太守
24	フサイン	マッカ・ヒジャーズ太守
25	バラカート 1 世	マッカ・ヒジャーズ太守
26	ムハンマド 1 世	マッカ・ヒジャーズ太守
27	バラカート 2 世	マッカ・ヒジャーズ太守
28	ムハンマド・アブー・ヌマイイ 2 世	マッカ・ヒジャーズ太守
29	ハサン	マッカ・ヒジャーズ太守
30	アブドゥッラー	マッカ太守。「アブドゥッラーたちの父祖」。
31	フサイン	
32	アブドゥッラー	
33	ムフシン	マッカのシャリーフたちの長。
34	アウン	ラーイー・アル＝ハダラーとも呼ばれる。マッカ太守 (1885～89)。支族としてのアウン家の名祖。
35	アブドゥルムイーン	
36	ムハンマド	マッカ・ヒジャーズ太守 (1826～36, 1840～52, 1856～58)。太守職は息子のアブドゥッラー (1856～77)、フサイン (1877～80)、アブドゥルイラーフ (1879～80, 81～82)、アウン・ラフィーク (1882～1905)、さらに孫にあたるアブドゥッラーの息子アリー (1905～08) が継いだ。
37	アリー	マッカ太守代理
38	フサイン	従兄弟のアリーを継いで、マッカ・ヒジャーズ太守 (1908～16)。ヒジャーズ国王 (1916～1924)。アラブ大反乱の指導者。サウード家の攻勢にあって退位後、長男のアリーが継いだ。彼も 2ヶ月余でサウード家にヒジャーズ地方を明け渡した。

	人名	
39	アブドゥッラー 1 世	フサインの次男、ヨルダン・ハーシム王家の創設者。在位 1921～1946 (トランスヨルダン首長国首長)、1946～1951 (ヨルダン・ハーシム王国国王)。なお、弟ファイサルはイラク国王となった (1921～33)。
40	タラール	アブドゥッラーの長男 (在位 1951～1952)。ヨルダン憲法を制定 (1952)。
41	フサイン (フサイン 2 世)	ヨルダン中興の祖。在位 1952～1999
42	アブドゥッラー 2 世	現国王 (在位 1999～)

(出所) [Al-Subūl 2011: 9-13; Office of King Hussein I; Deverdum 1971] などをもとに、筆者作成

* 「ハーシム家」の名は、預言者ムハンマドが属したハーシム家から取られている。しかし、ハーシム家は歴史の中で多くの分家に分かれた。この系譜表にも明らかなように、ハーシム家はアリー (第4代正統カリフ、ムハンマドの娘ファティマの夫) が継いだ後、ハサン系、フサイン系に分かれ、さらに時代が下がるとともに、ハサン系シャリーフにもさまざまな支族が生まれた。10世紀以降20世紀まで、ハサン系の諸支族がマッカ太守職をほぼ独占した。その中から、カタール家、さらにアウン家が分岐し、今日のヨルダン王家に至っている。ヨルダン王家は、首長国から王国になる際に家系を大本の「ハーシム家」として、「ヨルダン・ハーシム王国」を樹立した。

** 同名の君主を「～1世」「～2世」と呼ぶ習慣は、前近代のアラブ世界には見られないが、近代に入ってこのような習慣が生まれると、便宜上、かつての父祖についても識別のためにこのような呼び名を用いるようになった。表2と本表では、そのような方式を用いた現代の系譜表示を踏襲している。

3. 湾岸の君主国

前項で検討した2つの君主制国家が「ハサニー」の系譜を引く預言者ムハンマドの子孫の王朝であるのに対して、以下の湾岸の6つの君主制国家は、預言者ムハンマドとは関わらない、一般的な部族的な系譜を有している (連邦制のアラブ首長国連邦の首長国をそれぞれ数えれば、合計12となる)。

(1) サウディアラビア

サウディアラビアはアジア大陸の最南西に位置し、紅海・アラビア湾・アカバ湾と面し、アラブ首長国連邦、カタール、クウェート、イラク、ヨルダン、オマーンと境を接している。面積は約220万平方キロメートル、人口は約3200万人 (2016年推計)。

1932年に王国を宣言し、サウード家による君主制支配が行なわれている。正式名称はサウディアラビア王国 (al-Mamlaka al-‘Arabīya al-Sa‘ūdīya)³⁹⁾ であり、君主の称号は「二聖都の守護者 (Khādim al-Haramayn al-Sharīfayn) たる国王 (Malik)」⁴⁰⁾ である。建国時から半世紀の間は「国王陛下 (Shāhib al-Jalāla)」という称号を用いていたが、1986年にファハド国王がイスラーム的な含意の強い現在の称号へと変更した [al-Rasheed 2010: 149]。「二聖都の守護者」という称号は、もともとはオスマン朝スルタンが用いていたもので、オスマン朝が崩壊してから空位となっていた。

イスラーム的な権力の認証論に関して前述したように、サウード朝は18世紀のイスラーム改革運動によって勃興し、三次にわたる建国運動の結果、現在の王国の樹立に成功するに至った。「建国の父」と呼ばれるイブン・サウードは、ハイル地方のラシード家がアラビア半島中央部を支配していた間、父親と共にクウェートに寄留していたが、1902年に故地のリヤド城を奪回して、王朝の再建を開始した。

39) この国名は「サウード家の〔統治する〕アラブの王国」の意味で、ここの「アラビア (‘Arabīya)」は「アラブの」の意の形容詞の女性形である。邦語の資料では、国名を「サウード家のアラビア」と誤解した表現が時折見られるが、「アラビア」という地名が国名に入っているわけではない。

40) 「守護者」は邦訳の定番となっているが、原義は「奉仕者」。聖地は全能の神が守るのであって、そのための奉仕が人間の務めという観念がその背景にある。権力の認証論から見ると、「聖地の奉仕者」であることによって、正統性を得る君主が「守護される」と言うべきであろう。

最初の建国運動の開始(1744年)を王朝の始まりと見なすならば、湾岸の6つの君主制国家の中でも歴史的に古い。また、「国王(マリク、Malik)」に対して、王子たちは「アミール(Amīr)」と呼ばれる。アミールは、近隣の首長国では「首長」という称号であるから、君主制の格式から言えば、サウディアラビアは首長国よりも高いとの含意がある。

オマーンの国王は「スルターン(Sultān)」であり、これはオスマン朝君主の称号と同じである。その意味では、サウディアラビアの国王と同格と見られる。しかし、「建国の父」イブン・サウードは、当初「ネジド地方のスルターン」と名乗り、さらにヒジャーズ地方を制覇して、1916年からヒジャーズ王を名乗っていたフサイン・イブン・アリー⁴¹⁾を破って「ネジド地方のスルターンおよびヒジャーズ地方とその属領の王」となり、1932年にサウディアラビア王国を宣言し、その国王となった。この経緯から言えば、国王のほうがスルターンよりも格式が上とも言える。

これに対して、バハレーンが2002年に首長国から王国へと「格上げ」したことは、サウディアラビアへの対抗とも考えられる。なぜ、バハレーンだけが王国に格上げできたかについては、バハレーンが相対的に長い歴史を持つ君主国であるためと理解されている。

ちなみに、初期イスラームにおいて、マリクは「王権者=神」を含意するとみなされ、君主の称号としては用いられなかった。しかし、後世の王朝では、それほど忌避感が見られなくなった。サウディアラビアは1932年に国王と名乗ったが、同時代を見るとすでにこの称号が一般化していたことがわかる。

フサインが1916年にヒジャーズ王国の国王と名乗った後、「アラブの大反乱」を経て、その息子ファイサルが1920年にダマスカスでアラブ王国の国王となった。この王国はフランス軍の攻撃によって崩壊したが、ファイサルは翌1921年にイラクのハーシム王朝の国王となり、1922年にはエジプトのムハンマド・アリー朝でもフアード1世が「スルターン」から「国王」へと称号を変更した。このような流れが続き、1932年にサウディアラビア国王と名乗る時にはとりたてた抵抗感はなかったであろう。

サウディアラビアで王家の系譜を考える上で重要な問題は、「サウード家」が一つの部族として機能しているだけでなく、国内の主要な部族との間に婚姻関係を通じたネットワークが形成されていることである。それは「建国の父」イブン・サウードが政略結婚によって、重要な部族と直接的な関係を結んだことに由来する。この政策はサウード家の内部において、自分自身の直系の後継者たちを強化する方策でもあった。

1953年の没時まで、イスラームの多妻制を全面的に活用したイブン・サウードは43人の息子と50人以上の娘を得ていた。イスラーム法では一度に4人の妻しか持つことができないため、イブン・サウードはしばしば新たな結婚のために妻を離婚した。一説では、妻はのべ22人に達したとされる。妻の実家は、同盟している部族や宗教的権威としてのシャイフ家(イブン・アブドゥルワッハーブの一族)もあったが、かつての敵やライバルと姻戚となって宥和の役割を果たすこともあった[Al-Rasheed 2010: 71-77]。

数多くの子どものに恵まれた結果、イブン・サウードの息子たちが1953年から60年以上にわたって王位を継承し続けることになった。第2代国王のサウードから、ファイサル、ハーリド、ファハド、アブドゥッラーを経て、第7代のサルマーン国王(在位2015年～)まで、堅固な統治体制を敷

41) ヨルダンの項(表3)で、前出。マッカ太守からヒジャーズ国王に昇格し、オスマン朝崩壊後はカリフ位をめざしたが、サウード家に敗れてヒジャーズ王国を失った。息子たちは後に、ヨルダンとイラクのハーシム家王朝の君主となった。

いてきた。1992年の統治基本法では、イブン・サウードの直系の男性の子孫のみが国王となりうるということが明記された。つまり、「統治制度は王制である。統治権は建国の父アブドル＝アジーズ王〔イブン・サウード〕の息子たちとさらにその息子たちのものである」(第5条)〔小杉1994: 280〕。

サウード家は、系譜的にはアナザ部族に属すると言われることもあるが、リヤド州知事時代のサルマーン王子(後の国王)が2008年に語ったところでは、直系としてはバクル・イブン・ワイルを祖とするハニーファ部族の系譜に属している。この系譜は遡ると、アナザ部族とはアナザの父のアサドで結びつくが、アナザ部族とバクル・イブン・ワイルの諸部族とは多くの婚姻関係があって、混合しているため、サウード家は両方の系譜に関わっていると言って間違いではない〔Akhbārīya al-Jawf 2008〕(図2を参照)。イブン・サウードは、さらにアナザ部族出身の妻とも結婚していた〔Al-Rasheed 2010: 74〕。

建国の父とその息子たちの王権は堅固であったが、非常に多くの王子たちを擁し、さらに多くの部族とも結びついているサウード家は決して一枚岩ではない。特に、第2世代の息子たちの中の王位継承が比較的スムーズだとしても、第3世代にどのようにして移るのが大きな課題となってきた。

(2) クウェート

以下では、湾岸地域に面する小さな君主制諸国家を取り上げる。その第一がクウェートである。クウェートは湾岸地域の北西端に位置し、北部・西部はイラクと、南部はサウディアラビアと境を接している。面積は約1.8万平方キロメートル、人口は約400万人(2016年推計)である。1961年7月20日に独立し、サバーハ家による君主制統治が行なわれている。正式名称はクウェート国(Dawla al-Kuwayt)であり、首長国(Imāra)とは称していないが、君主の称号は首長(Amīr)である。

独立年から言えば、湾岸6ヶ国のなかで、サウディアラビアに次いで古い。王朝の始まりをサバーハ1世(1752～56年頃)の治世とするならば、サウード家とほぼ並んでいる。1899年にイギリスの保護下に入り、1961年に独立した。独立当時と1990年に、イラクから同国の領土であるとの主張を受けている⁴²⁾。

1938年に油田が発見され、1946年から輸出を開始した。かつて牟田口義郎は、独立後まもないクウェートを「石油に浮かぶ国」として描いた〔牟田口1965〕。

クウェート国憲法は、統治者について第4条で以下のように述べている。

クウェートは、故ムバーラク・アル＝サバーハ〔大ムバーラク〕の子孫に連なる世襲の首長制である。皇太子は首長の即位の日から1年を超過しない期間以内に任命され、その任命は首長による指名と、特別会期を催した国会を構成するメンバーの過半数の同意に基づく忠誠の誓いに従う。(第4条第1段、第2段)〔al-Dīwān al-Amīrī, Dawla al-Kuwayt〕

以上のように、憲法規定のもとでクウェートの統治王家の範囲はサバーハ家のムバーラク・サバーハ(在位1896～1915)の子孫に限定されている。ムバーラクの死後のサバーハ家は安定した統治を継続しており、今日まで内戦やクーデタは一切発生していない〔Crystal 1995: 3〕。

42) 独立の際には、イギリスとエジプトの支援によってイラクの要求を拒否することができた。1990年にはイラク軍に占領され、米国などの多国籍軍に支援によって翌91年の湾岸戦争で国土が「解放」された。

サバーハ家は、アラビア半島のアナザ部族(‘Anaza)の支族であるウトゥーブ部族(al-‘Utūb⁴³⁾)に遡り、アラビア半島の「沙漠の民」であったが、17世紀後半にカタルに移住し、さらに18世紀初めの20年ほどの間にクウェートに定住して、「海洋の民」へと転換した[al-Dīwān al-Amīrī, Dawla al-Kuwayt; 富塚 1989: 7; Sirriyeh 1995]。アナザ部族とサバーハ家の関係について、al-Dīwān al-Amīrī, Dawla al-Kuwaytは以下のように述べている。

クウェートの統治者一族たるサバーハ家は、アラブのアナザ部族に由来する。アナザ部族の起源は、ナジュド地方のアフラージュ地域のハッダールに遡る。それはアラブの諸部族のうちで最も大きく、最も著名な部族の一つであり、アナザ部族は多くの支族へと分かれ、その中のジャミーラ部族のさらに分家の中にサバーハ家がある。

この引用文に見られるように、サバーハ家の系譜をたどっていくと、イスラーム以前のアナザに行き当たる。イブン・ハズムによれば、アナザ部族は、北アラブの祖であるアドナーンから5代目のアナザを名祖としており、アドナーン系の部族である[Ibn Ḥazm n.d.: 275–277]。なお、アナザを名祖とする部族連合の活動が歴史の中で顕わになるのは15世紀以降である。現代でも1930年代に入ってから、アナザ部族の諸支族は冬期にはサウディアラビア、ヨルダン、イラクの各地、夏期にはシリアの各地に居留し、遊牧生活を送っていた(ただし、近代国家の国境が強まるにつれ、移動の自由が制限されることになる)[Meier and Büsow 2017]。

17世紀の初めの定住当時、ウトゥーブ部族には、サバーハ家のほかに、ハリーファ家(Āl Khalīfa)とジャラーヒマ家(al-Jarāhima)という2つの有力な家系が存在し、サバーハ家が部族全体の統括・統治事項を担当し、ハリーファ家が財政・通商を担当し、ジャラーヒマ家が海事を担当するという分担の合意が形成されていた[al-Lawghānī 2006: 9]。

その後、ジャラーヒマ家はこの合意から脱退してシャルジャ(現UAE)やブーシェフル(Būshīhr)へと移住し[Khuri 1980: 25]、ハリーファ家はバハレーンへと移住してその統治王家となり、サバーハ家がクウェートの統治王家として成長していくこととなる。

さらに、両家は血縁関係があり、姻戚ともなっている。つまり、富塚[1989: 8]が示しているように、サバーハ家の名祖サバーハ1世と、ハリーファ家の名祖ハリーファは、ウトゥーブ部族の指導者ファイサルを祖父として持つ。さらに、サバーハ1世の娘ファーティマがハリーファの息子ムハンマドと婚姻関係を結ぶなど、両者は血統的な結びつきを有している。

(3) バハレーン

バハレーンはアラビア湾中部に位置し、サウディアラビアの東、カタルの北、アジア大陸の南西に位置している。面積は771平方キロメートル(2014)、人口は約150万人(2017年推計)という、小規模な都市国家である。ハリーファ家による君主制統治が行われており、正式名称はバハレーン王国(Mamlaka al-Baḥrayn)、君主の称号は国王(Malik)である。現国王はハマド・ビン・イーサー・アール・ハリーファ(Ḥamad bin ‘Isā Āl Khalīfa, 在位1999年3月6日～)。

バハレーン憲法第1条第2項は以下のように統治王家を定める。

43) バニー・ウトゥバ(Banī Utuba)やウトゥービューン(al-Utūbiyūn)として言及されることもある[al-Dīwān al-Amīrī, Dawla al-Kuwayt]。

バハレーン王国の体制は世襲制の立憲君主制であり、故シャイフ・イーサー・ビン・サルマーン・アール・ハリーフアから、その長子シャイフ・ハマド・ビン・イーサー・アール・ハリーフア国王へと受け継がれたものである。これは、以下の条文で述べられる相続についての勅令の規定に基づいて、国王が生前に長子以外を後継者に任命しない限り、国王の長子へと、代々受け継がれていくこととなる。[Majlis al-Shūrā, Mamlaka al-Bahrayn]

このように、バハレーンの統治王家としてのハリーフア家は、独立時の首長であるイーサー・ビン・サルマーン(在位1961～99年)の直系の子孫が君主となる家系として憲法に定められていることとなる。さらに、長子相続が原則として定められ、アラブ君主制国家群においては例外的な事例となっている。

バハレーンは2002年に王国へ移行し、その際に新しく2002年憲法が制定されている。イーサー首長が没しハマド首長へと統治者が交代したことと、王国への移行により、文言の微妙な変化はあるものの、長子相続の原則については同様に維持されている。なお、これが定められる憲法第1条第2項は、2012年の憲法改正の対象とならなかった。

クウェートの項で述べたように、ハリーフア家はサバーハ家とともにアナザ部族の支族であるウトゥーブ部族に属する。王室の公式ホームページである[House of Khalifa]においても、この点が明言されている。少し長いですが、王朝側の歴史認識が示されているので、以下に見てみよう。

バハレーンのアール・ハリーフア(ハリーフア家)は、今日のサウディアラビア中部にあるナジュド地方で最も有名な部族の一つ、ウトゥーブ部族の子孫である。

17世紀初め、アフラージュ山の東にあるダワースィル溪谷に近いハッダール平原は、アナザ部族のジュマイラ＝ワイル支族が居住する村や果樹園でいっぱいであった。1670年頃、一族の中で相違と分裂が生じ、一部が移住することになった。その中には、ハリーフア家、サバーハ家、ファーディル家、ジャラーフマ家の先祖、そして、彼らとともに移住したその他の部族民や支持者がいた。

移住によって、彼らは東海岸と湾岸地域へと至った。他の様々な部族民が彼らに加わり、全体で連合を形成し、ウトゥーブ部族として知られるようになった。この種の連合はアラビア半島の諸部族に共通しており、このような大連合が形成された時には、すべての部族・家族・個人は、まるで自らが一つの共通の祖先に連なるかのように感じたものであった。ハサー地方からウトゥーブ部族はカタール半島へ行き、1672年にフライハへと居住し、そこから1700年にバハレーンへ初めての占領を行った。

1708年頃、彼らはクウェートの都市を建設し、居住した。今日のハリーフア家の創設者はシャイフ・ハリーフア・ビン・ムハンマドとして知られており、その死後にその子、シャイフ・ムハンマド・ビン・ハリーフアが継いだ。18世紀の中頃、彼に率いられたハリーフア家は、その従兄弟にあたるサバーハ家、つまり、今日のクウェートの支配王家と分かれた。南に戻り、彼らはカタールの北西岸に位置するズバーラ要塞を建設した。1768年、シャイフ・ムハンマドはズバーラに自らの城を建設し、夜明けを意味する、スプハと名付けた。彼の死後、彼の長子ハリーフアはズバーラの統治者として彼の後を継いだ。彼の治世において、特にイラク南部のバスラの破壊により、多数の商人がバスラを出てズバーラに居住するようになってから、ズバーラは拡大し、繁栄した。バスラはサディーク・ハーン・ザンディーという、ペルシアの支配者カーリー

ム・ハーンの兄弟によって略奪されたのであった。

1783年に、バハレーン〔アラビア半島東岸部〕とアブー・シャフルの支配者であったナスル・ビン・マズクール族長がズバーラを攻撃した。おそらく、新しい国家の成長と、真珠業や商業の縄張り争いへの恐れが、彼を行動へと導いたと言われている。当時、ハリーフア族長は巡礼のためにマッカに行っており、彼の兄弟アフマドがズバーラの戦線の任にあった。ナスル・ビン・マズクールはズバーラの戦いに敗北し、シャイフ・アフマドと彼の支持者は敗軍を追い、アワールを掌握した。アワールとは、かつてのバハレーン島の名前である。ハリーフア族長は巡礼中にマッカで亡くなり、アフマド族長がバハレーン島の最初のハリーフア家の統治者となった。[House of Khalifa]

この記述においては、ハリーフア家のウトゥーブ支族への帰属に加え、ペルシアに勝利してバハレーン島の統治を獲得したという業績が強調されている点が注目に値する。これはバハレーンの複雑な社会構成とも関連している。17世紀以降にペルシアから移住したペルシア系のシーア派住民、アラビア半島でのワッハーブ派の隆盛にもなって半島本土から逃れてきたアラブ系のシーア派住民、ハリーフア家とともにアラビア半島から渡ってきたスンナ派の住民が存在し、複雑な様相を呈している [al-Mdaires 2002: 21]。現在では、バハレーンでは王家を含むスンナ派エリートと社会的に下層に位置するシーア派住民(国民の5～7割と推定される)との間で深刻な政治的・社会的対立がある。どちらもアラブ人であるが、シーア派住民(バハールナと呼ばれる)が先住していたとされるから、ハリーフア家(およびスンナ派住民)の正統性を示すために、ペルシアに対する勝利という功績を強調していることがわかる。

ウトゥーブ部族を率いたハリーフア家は、イランの支配が弱まった時期にカタール半島からバハレーン島に攻め込み、1783年に支配を確立した。その後、イランとオマーンの侵攻を撃退し、今日まで統治を続けている [Peterson 2017]。

(4) カタール

カタールは湾岸地域の西岸部に位置する半島で、その南部がサウディアラビアと陸続きになっている。アラビア湾を挟んでバハレーン、アラブ首長国連邦、イランが近隣諸国となる。面積は約1.1万平方キロメートル、人口は約229万人(2016年推計)。サーニー家による君主制統治が行なわれており、正式名称はカタール国(Dawla Qatar)、君主の称号は首長(Amīr)である。現首長はタミーム・ビン・ハマド・アール・サーニー(在位2013年～)。

現在の統治王家、サーニー家による統治は19世紀にさかのぼり⁴⁴⁾、王朝の創設者はムハンマド・イブン・サーニー(在位1868年～1876年)である。その後、オスマン朝支配下から英国の保護下に入り、1971年に独立した。

カタールの2003年憲法第8条第1段、第2段では、統治王家について以下のように規定されている。

国家の統治はアール・サーニー家の世襲制であり、ハマド・ビン・ハリーフア・ビン・ハマド・

44) 19世紀以前はカタール半島に割拠する強力な諸部族の一つに過ぎなかったが、1867年にバハレーンとの紛争の折、英国の仲裁のカタール側の当事者としてサーニー家が選ばれた。これは英国が初めてカタールを承認した機会であった [Crystal 1995: 30; Gray 2013: 23–24]。

ビン・アブドゥッラー・ビン・ジャーシムの男系の子孫に世襲される。統治の継承は首長が指名した皇太子へと受け継がれる。[Dawla Qatar]

この憲法では、統治王家の範囲が憲法制定時のハマド国王の子孫に限定されている。これは2003年憲法がハマド国王による政治改革の一環として制定されたものであり、その背景には、1995年にクーデタによって王位を獲得したハマド国王が権力基盤の安定化を図ったという事情がある [Kamrava 2009]。

サーニー家に関する文献として、ハーリド・ビン・ムハンマド・ビン・ガーニム・ビン・アリー・アール・サーニー⁴⁵⁾による、[Āl Thānī 2009]がある。この本は第4代首長アリー・ビン・アブドゥッラー・アール・サーニー(1894～1974)に関する評伝であり、シャイフ・アリーの名・系譜とその生年の話題から、一族や子孫の紹介、シャイフ・アリー個人の生活、政治・経済・科学・文学・社会貢献での活動とそれによるインパクトといった側面が記述されている。本稿ではこのうち、シャイフ・アリーの名・系譜の記述を紹介する。

彼はシャイフ〔首長〕アリー・ビン・アブドゥッラー・ビン・カースィム・ビン・ムハンマド・ビン・サーニー・ムハンマド・ビン・サーミル・ビン・アリー・ビン・サイフ・ビン・ムハンマド・ビン・ラーシド・ビン・アリー・ビン・スルターン・ビン・プライド・ビン・サアド・ビン・サーリム・ビン・アムル・ビン・ムアダード・ビン・ライース・ビン・ザーヒル・ビン・ムハンマド・ビン・アラウィー・ビン・ワヒーブ・ビン・カースィム・ビン・ムサー・ビン・マスウード・ビン・ウクバ・ビン・サニーウ・ビン・ナフシャル・ビン・シャダード・ビン・ズハイル・ビン・シハープ・ビン・ラビーウ・ビン・アブスード・ビン・マーリク・ビン・ハンザラ・ビン・マーリク・ビン・ザイドマナー・ビン・タミーム・ビン・ムッル・ビン・ウッド・ビン・タービハ・ビン・イルヤース・ビン・ムダル・ビン・ニザール・ビン・マアッド・ビン・アドナーンである。[Āl Thānī 2009: 14–16]

サーニー家は、その系譜をアドナーンに辿ることのできるアドナーン系の部族であることを自負していることがこの記述から見てとることができる。

(5) アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦は湾岸地域の心臓部に位置する。アラビア湾の北部、オマーン湾とオマーンの東部に位置し、南にはサウディアラビアとオマーンが、西にはカタールとサウディアラビアが位置している。面積は約8.3万平方キロメートル、人口は約926万人(2016年推計)。7つの首長国による連邦制国家であり、正式名称はアラブ首長国連邦(al-Imārāt al-‘Arabīya al-Muttaḥida)、各首長国の君主の称号は首長(Amīr)である。連邦域内の首長国の地理的關係については図7を参照。現首長については、各首長国の項において言及する。

アラブ首長国連邦は英国との条約関係を経て、1971年に独立した国家である。当初はカタール、バハレーンも含めた9ヶ国での連邦を構想していたものの、早い段階でカタール、バハレーンが離脱

45) この著者は第4代首長アリーの曾孫、ガーニムの孫にあたり、第5代首長アフマド(ガーニムの兄弟)は大オジにあたる。しかし、アフマドは1972年のクーデタによってその位を従兄弟のハリーフアに追われた。ハリーフアが第6代首長となって以来、その直系の子孫から首長が生まれている。著者ハーリドの属するアリーの家系は現在、首長位に関しては傍系となっている。

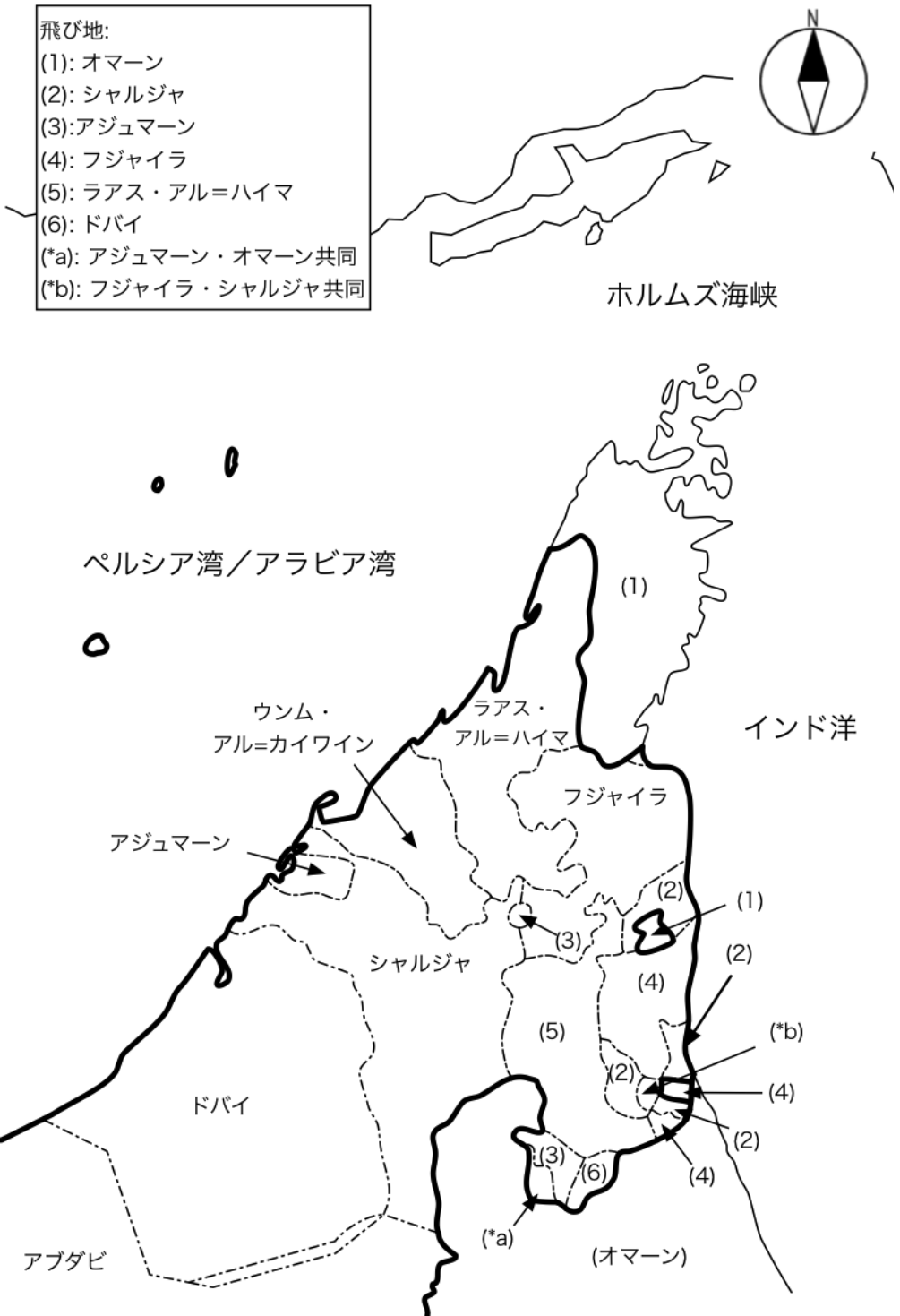


図7 アラブ首長国連邦(UAE)内部の境界
 (出所) [Heard-Bey 2004: 裏表紙] を参照して、著者作成

した。ラアス・アル=ハイマが態度を保留する中で、当初は6ヶ国での連邦として1971年に独立し、翌年1972年にはラアス・アル=ハイマも加わり、現在の7ヶ国による連邦となった。

これらの7つの首長国の統治王家のうち、バニー・ヤース部族連合(Banī Yās)に属するのがアブダビ、ドバイ、カワースィム部族(Qawāsīm)に属するのがシャルジャ、ラアス・アル=ハイマであり、残りの3ヶ国はそれぞれ別の系譜に属している(表4を参照)。以下では、バニー・ヤース部族連合とカワースィム部族について、その系譜意識を論じる。

表4 アラブ首長国連邦を構成する首長国とその統治王家

首長国	アブダビ	ドバイ	シャルジャ	ラアス・アル =ハイマ	アジュマーン	ウンム・アル =カイワイン	フジャイラ
統治王家	ヌハイヤーン家	マクトゥーム家	カースイミー家	カースイミー家	ヌアイミー家	ムアッラー家	シャルキー家
支族	ブー・ ファラーハ	ブー・ ファラーサ			ブー・ フライマーン		
部族	バニー・ヤース部族 (アドナーン系)		カワースィム部族連合 (アドナーン系)		ヌアイム部族 (カフターン系)	アール・アリー 部族 (カフターン系)	シャルキー 部族 (カフターン系)
現首長 (即位年)	ハリーフ・ ビン・ザイド (2004)	ムハンマド・ ビン・ラーシド (2006)	スルターン・ ビン・ムハンマド (1972)	サウード・ ビン・サクル (2010)	フマイド・ ビン・ラーシド (2006)	サウード・ ビン・ラーシド (2006)	ハマド・ビン・ ムハンマド (1974)
備考	UAE 大統領	UAE 首相					

(出所) [Jalāl 2012; Zahlan 1978: 237-242; 冨塚 1993: 35; Khulayfāt 2013] などの記述を参考にして筆者作成

(a) バニー・ヤース部族連合

バニー・ヤース部族連合について、アラブ首長国連邦の統治者を主題とした [Jalāl 2012] には以下のような記述が見られる。

バニー・ヤースについて語ることは容易ではない。というのも、資料が少ないほか、彼らの出自に関する先行書も少ないのである。これはアラブの部族全般についても同様である。バヌー・ヤース [バニー・ヤースの一族] はアブダビ、アル=アイン、ドバイに居住しており、沿岸の他の地域においてはその数は少なくなる。かつてその部族の子孫達は、家系を溯るなら「ヤースィー」に由来すると述べていた。ファラーヒー、ファラーズィー [に由来する] とは言われておらず、一つの系譜を自慢するごく少数の人々を除いてはムハイリー [に由来する] とも言われていない。その部族 [バニー・ヤース] はその島で何度も繰り返して攻撃を行っており、すべての諸部族から恐れられていた。この部族は幾度侵略者の軍勢を打ち破り、彼らから幾度自らの土地を守ったことであろうか。ついには彼らは偉大さと高貴さの段階で最も高い位置に達した。スイヤービーは自著『名士の支援』で以下のように語る。

バヌー・ヤースは彼らの中核であり、バニー・ヤース・ビン・アーミルに属する家は、馬と奴隷 [をたくさん持つ権者を誇る] 家であった。彼らには否定しがたい優れた点があった。アール・ブー・ファラーハはアブダビを率い、アール・ブー・ファラーサはドバイを率いたが、いずれも彼ら [バニー・ヤースの一族] に連なる統治者である。バニー・ヤースに関して言われることには、彼らは比類なき勇者であり、恐れを知らない獅子の子のようであり、見た目は馬のよう

に生まれながら、実は獅子なのであった。彼らは鞍の敷物の上に横になり、その強さを磨いた。バニー・ヤースの内部は数が多く、それを分類したら、我々は疲れ果ててしまうだろう。

その部族は、今もなお、その一家の長に一般に見られるような、良い作法と賞賛すべき道徳をもっている。彼らは寛容と良い作法、勇気と高潔さ、そしてそれらを兼ね合わせた美質をもった一族であり、彼らはそれを自覚している。バニー・ヤース部族には多くの支族がある——(1)アール・ブー・ファラーハ：その中にはアブダビの統治者のアール・ヌハイヤーンが含まれている。(2)アール・ブー・ファラーサ：その中にはドバイの統治者のアール・マクトゥームが含まれている。(3)アール・ブー・ムハイル、(4)スーダーン、(5)マラル、(6)マザーリーウ、(7)ハワーミル、(8)マハーリバ、(9)クバイサート、(10)ルマイサート、(11)ハララマ、(12)サバーイス：彼らはアール・ブー・ムハイルから独立し、分かれた。(13)アール・ブー・フマイル：彼らはバニー・ヤースの連合のもとにマナーシールから分かれた。(14)クムザーン、(15)マシャーギーン：彼らはアール・アブー・ムハイルから独立し、分かれた。[Jalāl 2012: 158–159]

このように、バニー・ヤースの系譜意識について、アドナーン系やカフターン系といった出自の強調は見られないが⁴⁶⁾、多くの小部族から成っており、アブダビやドバイの統治王家を代表例としながら、広いネットワークを有する部族であるということ象徴している⁴⁷⁾。

(b) カワースィム部族

カワースィム部族のカースィミー家はシャルジャとラース・アル＝ハイマの2つの統治王家となっている [Dashī 2004: 200]。カワースィム部族について、Jalāl [2012] はラース・アル＝ハイマの統治王家の説明において、以下のように述べている。

ラース・アル＝ハイマの統治者たちはアラブのカワースィム部族に属し、彼らはハッジャージュ・ビン・ユースフ・サカフィー [661～714年、ウマイヤ朝の将軍] の時代に湾岸地域にやってきた。その目的は、スライマーン・ビン・アッバード・ビン・ジャンダリーがこの地域を分離しようと試みたあとに、この地域を国際的な形へと戻すことであった。そして、彼らは国際的な領域を強化し、この地域におけるアラブ人の真正性を高め、そのアラブの性質とルーツを守るために働いた。そのとき、ラース・アル＝ハイマは現代の歴史において重要な諸事件の場であった。というのも、ラース・アル＝ハイマに向けて常に注がれた侵略者の野望に対し、彼らとは異なる国籍の侵略者への抵抗において、顕著な役割が見られたのである。

歴史において、ラフマ・ビン・マタル・ビン・カーイドはカワースィム家をラース・アル＝ハイマに送った最初の人物であり、彼が追求したのは、多くの土地と島々であったが、彼らカワースィム家の働きは、英国が主張するところによれば、海賊業であったと言われており、実際の戦いは英国をアラブの沿岸から追い出すことであった。カワースィム家は1805、1809、1819年に英国の侵略に対して抵抗し、そのため、英国軍が東インド会社の利益のためにホルムズ海峡を占領しようとした時、栄光ある抵抗ののち、1819年の終わりに英国軍が権力を握り、

46) これは Davidson [2009: 5] が、バニー・ヤース部族連合の出自は確かではなく、特定の祖先を持つのではなく、共通の利害や環境による結びつきを基とした、古くからの小さな部族の集合体であると論じている点と一致する。なお、形式上は、アドナーン系に区分される(表4参照)。

47) これは現代国家として発達し、富と権力を首長が握るようになったアブダビやドバイにおいて、部族的な紐帯が解体されるどころか、むしろ強化されているという [大野 1995] の指摘の重要な背景となっている。

〔遊牧民の〕キャンプから首長国の土地に至るまで、ラアス・アル＝ハイマやその他首長国は、1820年、1853年、1892年に英国との主要な条約によって連携した。

カワースィム部族は古来より、バニー・ヤース部族と良好な近隣関係にあった。ラアス・アル＝ハイマの諸統治者のうち最も著名な人物は、シャイフ・ハーリド・ビン・サクル・ビン・ムハンマド・アル＝カースィミー陛下であり、彼は自分の父である統治者の第二子であった。シャイフ・ハーリドは、アラブ諸国や諸外国を訪れ、その制度に関する知識を得て、その先進的な特徴を利用し、教育・文化事業におけるその経験や知見を用い、統治者の考慮や命令によって、政府諸部局からなる会合を設立し、ラアス・アル＝ハイマにおける多くの事業や設備整理の遂行の監督ができるまでになった。その後、シャイフ・サクル・ビン・ムハンマド・カースィミー、つまり〔現在の〕連邦最高評議会議員でラアス・アル＝ハイマの統治者がその後を継ぎ、その首長国を1948年7月17日から治めている。彼はその国を自らの賢明さ、冷静さ、真正なアラブの慣習への関与、この半島でよく知られている、大きな国家的役割を負った人々からなる、カワースィム家の祖先の歴史への誇りによって、進歩の方向へと進めている。

その系譜はその第一の祖先において、カワースィム部族とつながりがあり、1747年にラアス・アル＝ハイマにおけるカワースィム家の国家の創設者である、シャイフ・ラフマ・ビン・マタル・アル＝カースィミーに至る。

1972年2月10日、シャイフ・サクル・ビン・ムハンマド・カースィミー陛下はアラブ首長国連邦への参加を発表し、それによって、その国家は今日の姿へと完成された。〔Jalāl 2012: 272–274〕

以上の記述において、注目すべき点は以下の2点である。第一に、バニー・ヤース部族との関係性に記述が置かれている点である。これは今日のUAEが連邦制であり、バニー・ヤース部族、カワースィム部族の間での連携がその重要な一端を担っていることを示している⁴⁸⁾。第二に、その系譜については、1747年のカワースィム家の創設者に辿るのみであり、それ以上の系譜的な出自を辿るわけではない点である⁴⁹⁾。

さらに、カースィミー一家の家系図(図8)を見ると、同家が他の現首長国の統治王家と姻戚関係を結んでいる点が注目される。シャルジャ、ラアス・アル＝ハイマにとどまらず、フジャイラやウンム・アル＝カイワインの王室ともつながりを有しており、このことはアラブ首長国連邦が部族間の連携によって成立しているというあり方を示す更なる証左であろう。

(6) オマーン

オマーンは南西アジア、アラビア半島の最南東部に位置している。その国境は、アラブ首長国連邦とサウディアラビアと西側が接し、ホルムズ海峡と北側が接し、アラビア湾と東側が接している。面積は約31.0万平方キロメートル、人口は約465万人(2016年推計)である。正式名称はオマーン・スルタン国(Salṭana ʿUmān)、君主の称号はスルターン(Sulṭān)である。現スルターンはカーブース国王(在位1970年～)である。

48) もっとも、現実の歴史的展開においては、カワースィム部族とバニー・ヤース部族連合はライバル関係にあった。カワースィム部族の勢力衰退と、一方でのバニー・ヤースの拡大について、〔Zahran 1978: 13–15〕を参照。

49) カワースィム部族の出自をアドナーン系とする見解も存在する。たとえば、al-Siyābī [1965: 74] は、カースィム・ビン・シャアワムザニーの系譜を辿ると、アドナーンに至ると述べているが、これと現在の統治王家となっているカワースィム部族の関係性は決定的なものではない〔Munaysī 2014: 65–66〕。

略号

- UQ: ウナム・アル・カイワイン
- S: シヤルジャ
- F: フジャイラ
- R: ラアス・アル=ハイマ

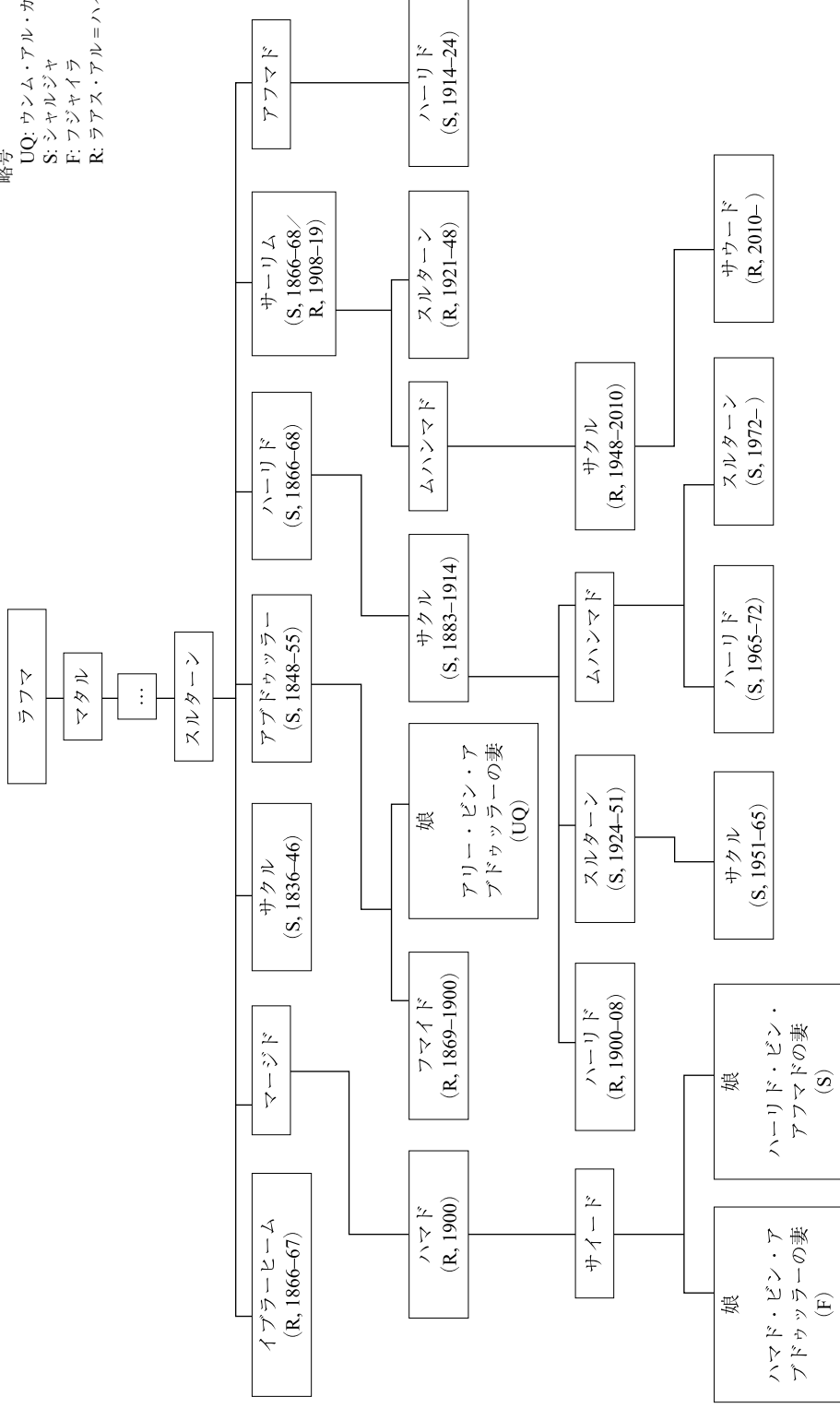


図8 カワースイム部族の首長家の系譜と姻戚関係

* 統治者については統治年、他首長国家と婚姻関係を結んだ女性(娘)については、嫁ぎ先の首長国を表記した。
(出所) [Zahran 1978: 237] を用いて筆者作成

オマーンの現在の統治王家はブーサイド朝である。ブーサイド朝は1753年頃に成立した。ブーサイド部族のアフマド・ブン・サイドが、ペルシア軍の侵攻を駆逐した功績によって、イマームに選出されたことがこの王朝の起源とされる〔松尾 2013: 3-4〕。

オマーンでは730年頃からイバード派のイマームが選出されており、特にイバード派が支配的な内陸部においては、イマーム制が基本的な統治原理として認識されていた〔Eickelman 1985〕。ところが、アッザーム・ビン・カイス (Azzām b. Qays) による統治期(1868～1871)を除き、ブーサイド朝はイマームを名乗っていない〔Eickelman 1985: 4〕。イマーム制支配とブーサイド朝の支配の重複・対抗関係の存在により、オマーンの国史においてはブーサイド朝の支配家系の血統は明確に論じられないと松尾〔2013: 4-5〕が述べているように、ブーサイド朝の正統性に関する議論においては、イマーム制との関係性が緊張をもたらすこととなる。

このことは、オマーンの部族を記述した〔al-Siyābī 1965〕におけるブーサイド家の記述、アルジャジーラのオマーン君主制の紹介記事「カーブース——ブーサイド朝の8番目のスルターン」〔al-Jazīra 2011〕、スルターン・カーブース公式HP〔‘Umān Qābūs〕におけるブーサイド朝に関する記述からも看取される。

〔al-Siyābī 1965〕からは、ブーサイド家がオマーンのアズド部族(カフターン系)出身であるという情報と、王朝創始者としてアフマド・ブン・サイドが存在するという情報しか得られない。

ブーサイド家はオマーンのアズド部族出身であり、その中から当代の君主が生まれている。一部の雑誌や書簡から我々が読むことができるように、バニー・サイド家は、何も知らない無知な者たちから不名誉を着せられ、国民の状態が彼らを悪いものとしてきた。書かれていることの中には、ブーサイド家はアブー・サイド・カダミーに由来するとか、カダア部族のナイーブの出身の人物であるとか、その一部には、軽率なことに間違った首長をして、国民の系譜が彼らに起源を持たない人物に由来するとまで言う者もある。当代の君主である彼らの系譜の散逸のため、彼らの中には著名なウラマーや思想家、作家がいるにもかかわらず、諸著作家は、彼らがアズド部族に出自を持つ部族であるとだけ述べており、アズド部族のどの部族を表すかについては述べておらず、起源について彼らの情報がないため、彼らはアズド部族のどの支族から来たのかについての言及がないところに及ぶ。君主はイマーム・アフマド・ブン・サイド・ビン・アフマド・イブン・アブドゥッラー・ビン・ムハンマド・ビン・ハラフ・ビン・アビー・サイドにさかのぼる。部族について言えば、ビン・アビー・サイドの後には、彼の兄弟のムハンマド・ビン・サイド、彼の子のサイフ・イブン・ムハンマド・アビー・サイドがいる。〔al-Siyābī 1965: 29〕

残りの2つの文献においては、スルターン・カーブースがブーサイド朝の第8番目のスルターンであると言及はされるものの、記述の焦点はその系譜よりも、スルターン・カーブース個人に向けられている。ブーサイド家に関する記述は、アルジャジーラの紹介記事〔al-Jazīra 2011〕では「スルターン・カーブース・ビン・サイドは1940年11月18日にズファール県のサララ市に生まれた。彼は父サイド・ビン・タイムールの唯一の男児であり、ブーサイド家の8番目のスルターンであった」とされるのみで、スルターン・カーブース公式HP〔‘Umān Qābūs〕のスルターン・カーブースの「崇高な輝ける伝記」においても、以下の1段落に限られる。

ハフィーズ・ビン・サーリム・ガッサーニー教授(彼に神の恩寵あれ)は、栄光あるスルターン陛下の教師であり、ジャーナリズムの顧問の職を務めた人物であるが、彼は、スルターン・カーブース陛下は彼の父の家で類稀なる、直接の個人的で高貴な保護のもとで成長を遂げたと述べている。オマーンの第8代スルターン陛下は、1744年にアフマド・ビン・サイードの手のもとで創設された、アール・ブーサイド家に直接連なる人物である。[‘Umān Qābūs]

以上の記述から、イマーム制との緊張関係がブーサイド家の系譜意識について大きな影響を与えていることが見てとられる。その緊張関係を回避するために、現国王であり、オマーンの近代化の担い手となったカーブース国王に記述の中心を置いているのである。

結論

本論では、グローバルな視座から君主制に比較政治学的な考察を加え、その枠組みの中に「アラブ君主制国家群」を位置づけ、特に君主制に世襲制が随伴する点に着目して、「血統」「系譜」意識が王権の正統性付与にどのような役割を果たしているのか、そこからアラブ君主制国家群に固有の特質を析出しようのかという観点から検討を加えた。

このような全体的な枠組みや類型化の作業と、具体的な個別の事例の両方を考察することは容易ではない。通例では、焦点のはっきりした論文は、それまでの個別事例の研究の蓄積を前提として理論的考察を深めるか、すでに確立されている枠組みを前提として事例研究をおこなうか、そのどちらかであろう。ところが、本論文では、君主制そのものが今日の比較政治学で軽視されており、包括的な理論的研究を欠いているという問題と、理論的な枠組みがないこともあって、個別事例研究も数が少ない上、政治学的な有意性を十分持っていないという問題の両方に対して、同時に回答しようとしてきた。このような二重の課題を一つの論文で解決することは容易ではないが、以下のような結論をまとめることが可能であろう。

まず第一に、世界に現存する君主制は、類型としては、西ヨーロッパの民主的な国民国家における君主制群、アラブ君主制国家群の二つが屹立しており、アジア、アフリカではすでに「君主制国家群」と呼ぶべき状況ではなく、個別の君主制がいくつか継続しているにすぎない。

第二に、西ヨーロッパの君主制はおおむね国民国家と民主主義が発展する中で、補完的機能として国民統合等の役割を果たす制度として継続しており、国家の政策決定における君主の役割は限定的である。それに対して、アラブ君主制国家群では、君主および統治一族が実質的な政治権力を有しており、国民国家形成と民主化は限定的である。

第三に、西ヨーロッパの君主制では、世襲制は前近代でもそれほど厳密ではなかったが、現代において君主の政治的役割が限定的となる中で、血統的な正統性を追求する面がいつそう弱まっている。これに対して、アラブ君主制国家群では、系譜的な人間観を前提として王家の血統を重視する考え方が非常に強く見られる。ただし、世襲の制度的原則が明確に決まっているわけではない。3ヶ国については長子相続が定められているが、やや例外的である。世襲の方法が決まっていないことは、皇太子や次期君主をめぐる権力闘争が生じる可能性、ひいては政治的安定性にとってマイナスの面と、単なる血統上の原則によるのではなく、次期指導者として有能な君主を選出しようというプラスの面を持っている。

第四に、アラブ君主制国家群における血統の重視は、部分的には「系譜」意識を重視するアラブ・

イスラーム的な文化伝統の影響を受けている。しかしその一方で、中東における歴史的なイスラーム王朝は、必ずしも世襲制ではなく、系譜を重視する人間観が直接的に血統による世襲に結びつくものでもない。言いかえると、系譜的文化(いわゆる「部族意識」)が強い湾岸地域における「王家の血統」の強調は、むしろ20世紀後半以降にアラブ君主制が体制を強化する上で採用した政策とみることができる。

第五に、現在も存続しているアラブ君主制国家群は、その成立においては地域的な経路依存性を強く持っているが、その後の継続と変容においては、国際的・地域的な政治環境の変化に対する対応力を示しているとみることができる。

総じて言えば、今日の世界における君主制の中で、アラブ君主制国家群8ヶ国は実質的な政治的意義を有する事例群であり、比較政治学的な考察の対象として有意な類型をなしており、今後は、類型化を含む一般的な枠組や分析概念をめぐる議論を推進すると同時に、そのような枠組を活用した個別事例の検証をおこなうことが有用、と結論づけることができる。

参考文献

<邦語文献>

- アル・カーシミ, スルターン・ムハンマド 1992 『「アラブ海賊」という神話』(町野武訳) リポート・ポート.
- 板垣雄三 1992 『歴史の現在と地域学——現代中東への視角』 岩波書店.
- 白杵陽 1988a 「アブー・スワール・クーデタ未遂事件に関する覚書——ヨルダン・1957年4月『危機』」 『イスラーム世界』 29・30, pp. 1-16.
- 1988b 「ヨルダン現代史に関する覚書——スレイマーン・アン・ナーブルシー内閣の試み(1956年10月-1957年4月)」 『日本中東学会年報』 3, pp. 110-143.
- 榎原猛 1969 『君主制の比較憲法学的研究』 有信堂.
- オーウェン, ロジャー 2015 『現代中東の国家・権力・政治』 第3版(山尾大・溝淵正季訳) 明石書店.
- 大塚和夫 1992 「後藤明著『メッカ』における<部族>概念をめぐる」 『日本中東学会年報』 7, pp. 505-521
- 大野元裕 1995 「商人と首長家——アブ・ダビとドバイにおける部族的社会とその変遷」 『日本中東学会年報』 10, pp. 157-177.
- 粕谷祐子 2014 『比較政治学』 ミネルヴァ書房.
- 高野太輔 2008 『アラブ系譜体系の誕生と発展』 山川出版社.
- 小杉泰 1994 『現代中東とイスラーム政治』 昭和堂.
- 1997 「民族・言語・宗教——中東・イスラームからの照射」 濱下武志・辛島昇編 『地域の世界史1——地域史とは何か』 山川出版社, pp. 169-209.
- 2002 「バイア」 大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之(編) 『岩波イスラーム辞典』 岩波書店 p. 738.
- 2006 『イスラーム世界論』 名古屋大学出版会.
- 2010 「近代と邂逅するイスラーム」 小杉泰編 『イスラームの歴史2——イスラームの拡大と変容』 山川出版社, pp. 3-36.
- 2011 『イスラーム文明と国家の形成——イスラームの拡大と変容』(諸文明の起源4) 京都大学学術出版会.

- コーデスマン, アンソニー 2012 『21世紀のサウジアラビア——政治・外交・経済・エネルギー戦略の成果と挑戦』(中村覚監訳、須藤繁・辻上奈美江訳) 明石書店。
- 後藤明 1991 『メッカ——イスラームの都市社会』中公新書。
- 近藤和彦 2013 『イギリス史10講』 岩波書店。
- 白谷望 2015 『君主制と民主主義——モロッコの政治とイスラームの現代』 風響社。
- 嶋田襄平 1977 『イスラームの国家と社会』 岩波書店。
- 下條芳明 2005 『象徴君主制憲法の20世紀的展開——日本とスウェーデンの比較研究』 東信堂。
- 角田文衛 2003 『総叙』 角田文衛・上田正明監修 初期王権研究委員会編 『古代王権の誕生 I 東アジア編』 角川書店, pp.9-24。
- 東長靖 2002 「アフル・アル＝バイト」 大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之(編) 『岩波イスラーム辞典』 岩波書店 p.61。
- 冨塚俊夫 1989 「アラブ海岸民族の系譜——クウェイトとイエメンの二つの事例」 『石油開発時報』 83, pp.6-13。
- 1993 「ナショナル・アイデンティティとしての部族意識——サウディアラビアを中心に」 酒井啓子編 『国家・部族・アイデンティティ——アラブ社会の国民形成』 アジア経済研究所, pp.29-78。
- ネーダーマン, C. J. 2016 「君主制」 (豊福実紀訳) Maryanne Cline Horowitz 編 『スクリプナー思想史大事典』 (スクリプナー思想史大事典翻訳編集委員会訳) 丸善出版, pp.798-800。
- ハリデー, フレッド 1978 『現代アラビア——石油王国とその周辺』 (岩永博・菊地弘・伏見楚代子訳) 法政大学出版局。
- ハンチントン, サミュエル 1972 『変革期社会の政治秩序(上・下)』 (内山秀夫訳) サイマル出版会。
- ブロック, マルク 1998 『王の奇跡——王権の超自然的性格に関する研究 特にフランスとイギリスの場合』 (井上泰男・渡邊昌美訳) 刀水書房。
- 堀抜功二 2016 『『国民マイノリティ国家』の成立と展開——アラブ首長国連邦における国民』 錦田愛子編 『移民／難民のシティズンシップ』 有信堂高文社, pp.106-127。
- 松尾昌樹 2013 『オマーンの国史の誕生——オマーン人と英植民地官僚によるオマーン史表象』 御茶の水書房。
- 牟田口義郎 1965 『石油に浮かぶ国——クウェートの歴史と現実』 中公新書。
- 森本一夫 1999 「サイドとシャリーフ——モスクの一族とその血統」 樺山紘一ほか編 『岩波講座世界歴史10——イスラーム世界の発展』 岩波書店, pp.293-315
- 2010 『聖なる家族——ムハンマド一族』 山川出版社。
- 山内昌之 2002 「ペルシア湾」 大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之 編 『岩波イスラーム辞典』 岩波書店, p.865。
- レーヴェンシュタイン, カール 1957 『君主制』 (秋元律郎・佐藤慶幸訳) みすず書房。

<アラビア語文献>

- Āl Thānī, Khālid bin Muḥammad bin Ghānim bin ‘Alī. 2009. *al-Ḥulī al-Dānī fī Sīra al-Shaykh ‘Alī Āl Thānī*. s.l.: s.n.
- ‘Ammārī, Ḥannā. 2014. *Qāmūs al-‘Ashā’ir fī al-Urdunn wa Filasṭīn*. Amman: al-Ahlīya.
- Dashtī, Muḥammad Ismā‘īl. 2004. *Shaqā’iq al-Na‘mān fī Tārīkh al-Khalīj wa al-Kuwayt wa Īrān wa*

- al-Imārāt wa al-Jazīra al-‘Arabīya wa ‘Umān*. Damascus: Dār al-Maḥabba; Beirut: Dār Āya. al-Ḥasanī, al-Sharīf Aḥmad Ḍiyā’ bin Muḥammad Qulalī al-Anqawī. 2005. *Mu‘jam Ashrāf al-Ḥijāz fī Bilād al-Haramayn*, Vol. 2, Beirut: Mu’assasa al-Rayyān.
- Ībish, Yūsuf, and Yasushi Kosugi, eds. 1994. *Al-Salṭana fī al-Fikr al-Siyāsī al-Islāmī*. Beirut: Dār al-Ḥamrā’.
- . 2005. *Turāth al-Fikr al-Siyāsī al-Islāmī*. Beirut: Turāth.
- Ibn Ḥazm, al-Andalusī. n.d. *Jamhara al-Ansāb al-‘Arab li-Abī Muḥammad ‘Alī bin Aḥmad bin Sa‘īd bin Ḥazm al-Andalusī 384–456*. 5th edition, ‘Abd al-Salām Muḥammad Hārūn ed. Cairo: Dār al-Ma‘ārif.
- Jalāl, Ibrāhīm. 2012. *Umarā’ wa ‘Uzamā’ al-Imārāt*. Giza: Dār Ṭayyiba lil-Ṭibā‘a.
- Khulayfāt, Najāh ‘Awda. 2013. *al-Ansāb al-‘Arabīya*. 2 vols. Amman: Dār al-Yāzūrī al-‘Ilmīya.
- al-Lawghānī, Bāsīm ‘Īsā ‘Abd al-‘Azīz. 2006. *Ḥukkām al-Kuwayt: Tārīkh wa Ṣuwar*. Kuwait: Kuwait.
- Munaysī, Hasan Ibrāhīm. 2014. *Shuyūkh al-Qawāsīm: fī Ra’s al-Khayma wa Duwar-hum fī al-Aḥdāth al-Siyāsīya min Bidāya Tawājjud-hum fī al-Khalīj al-‘Arabī ‘Ām 1820 ḥattā 1948*. Beirut: al-Dār al-‘Arabīya lil-Mawsū‘āt.
- al-Siyābī, Sālim bin Ḥumūd. 1965. *Is‘āf al-‘A’yān fī Ansāb Ahl ‘Umān*. Beirut: Manshūrāt al-Maktab al-Islām.
- al-Subūl, Khālīd. 2011. *al-Hāshimīyūn: min Ḥukm al-Imāra al-‘Uthmāniya ilā Ta’asīs al-Mamālik al-‘Arabīya*. Amman: al-Ahlīya.
- Ṣūfiyā, Ramzī. 2015. *Muḥammad al-Sādis: Malik al-Iṣlāḥ wa al-Taghyīr*. Amman: Dār al-‘Arab lil-Nashr wa al-Tawzī‘.
- Sulaymān, Aḥmad al-Sa‘īd. 2004. *Mu‘jam al-Usar al-Islāmīya al-Ḥākima*. Beirut: Maktaba Lubnān.

< 欧語文献 >

- EI2: *Encyclopaedia of Islam*, 2nd ed. 1960–2005. Leiden: E. J. Brill.
- EI3: *Encyclopaedia of Islam*, 3rd ed. 2007–. Leiden: Brill.
- Alhasan, Hasan Tariq. 2011. “The Role of Iran in the Failed Coup of 1981: The IFLB in Bahrain,” *Middle East Journal* 65(4), pp. 603–617.
- El Ayadī, Mohamed. 2015. *Les deux visages du roi : Le monarque et le commandeur des croyants*. Casablanca: Éditions la Croisée des Chemins.
- Ayubi, Nazih. 1995. *Over-Stating the Arab State: Politics and Society in the Middle East*. London: I.B. Tauris.
- Bearman, P. et al. 1971. “Ḥasab wa-Nasab,” EI2.
- Bencheikh, Souleïman. 2013. *Le dilemme du roi ou la monarchie marocaine à l’épreuve*. Rabat: Casa Express.
- Bennison, Amira K. 2017. “‘Alawi dynasty,” EI3.
- Brand, Laurie A. 1994. *Jordan’s Inter-Arab Relations: The Political Economy of Alliance Making*. New York: Columbia University Press.

- Brandt, Marieke. 2017. *Tribes and Politics in Yemen: A History of the Houthi Conflict*. London: Hurst.
- Brouksy, Omar. 2014. *Mohammed VI, derrière ses masques*. Paris: Nouveau Monde éditions.
- Cammett, M, I. Diwan, A. Richards, and J. Waterbury. 2015. *A Political Economy in the Middle East*. 4th Edition, Boulder, Colorado: Westview Press.
- Crystal, Jill. 1995. *Oil and Politics in the Gulf: Rulers and Merchants in Kuwait and Qatar*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Davidson, Christopher M. 2009. *Abu Dhabi: Oil and Beyond*. London: Hurst and Company.
- Deverdum, G. 1971. "Hasanī," *EI2*.
- Eickelman, Dale F. 1985. "From Theocracy to Monarchy: Authority and Legitimacy in Inner Oman, 1935–1957," *International Journal of Middle East Studies* 17(1), pp. 3–24.
- Goldziher, I., et al. 1986. "Ahl al-Bayt," *EI2*.
- Gray, Matthew. 2013. *Qatar: Politics and the Challenges of Development*. Boulder, Colorado: Lynne Rienner.
- Halliday, Fred. 2002. *Revolution and Foreign Policy: The Case of South Yemen, 1967–1987*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 2005. *The Middle East in International Relations: Power, Politics and Ideology*. New York: Cambridge University Press.
- Harik, Iliya. 1987. "The Origins of the Arab State System," in Ghassan Salamé (ed.), *The Foundation of the Arab State*, New York: Croom Helm, pp. 19–46.
- Hashemite Kingdom of Jordan. 2014. *The Constitution of Jordan: With All the Amendments Thereto 2014*. s.l.: Ministry of Political and Parliamentary Affairs.
- Heard-Bey, Frauke. 2004. *From Trucial States to United Arab Emirates: A Society in Transition*. Motivate Edition. Dubai: Motivate Publishing.
- Herb, Michael. 1999. *All in the Family: Absolutism, Revolution, and Democracy in the Middle Eastern Monarchies*. New York: State University of New York Press.
- Hinnebusch, Raymond. 2015. *The International Politics of the Middle East*. 2nd Edition. Manchester, UK and New York: Manchester University Press.
- Kably, Mohamed. (dir.) 2012. *Histoire du Maroc : Réactualisation et synthèse*. Rabat: Publications de l'Institut Royal pour la Recherche sur l'Histoire du Maroc.
- Kamrava, Mehran. 2009. "Royal Factionalism and Political Liberalization in Qatar," *Middle East Journal* 63(3), pp. 401–420.
- Kéchichian, Joseph A. 2008. *Power and Succession in Arab Monarchies: A Reference Guide*. Boulder, Colorado and London: Lynne Rienner.
- Kerr, Malcolm H. 1971. *The Arab Cold War: Gamal 'Abd Al-Nasir and His Rivals, 1958–1970*. 3rd Edition, New York: Oxford University Press.
- Khuri, Fuad I. 1980. *Tribes and State in Bahrain*. Chicago and London: University of Chicago Press.
- Laroui, Abdallah. 2010. *Le Maroc et Hassan II : Un témoignage*. 2ème édition, Québec: Les Presses Inter Universitaires.
- Legrenzi, Matteo. 2011. *The GCC and the International Relations of the Gulf: Diplomacy, Security, and Economic Coordination in a Changing Middle East*. New York: I.B. Tauris.

- Martinez, Jean-Claude. 2015. *Mohammed VI : Le roi stabilisateur*. Paris: Jean-Cyrille Godefroy.
- Al-Mdaires, Falah. 2002. "Shi'ism and Political Protest in Bahrain," *Digest of Middle East Studies* 1(11), pp. 20–44.
- Meier, Astrid, and Johann Büssow. 2017. "'Anaza," *EI3*.
- el-Mossadeq, Rkia. 1987. "Political Parties and Power-Sharing," in I. William Zartman (ed.), *The Political Economy of Morocco*, New York: Praeger, pp.59–84.
- Peterson, J. E. 2017. "Bahrain," *EI3*.
- Al-Rasheed, Madawi. 2010. *A History of Saudi Arabia*, 2nd ed. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rentz, George S. 2004. *The Birth of the Islamic Reform Movement in Saudi Arabia: Muḥammad b. 'Abd al-Wahhāb (1703–1792) and the Beginnings of Unitarian Empire in Arabia*. London: Arabian Publishing.
- Rosenthal, F. 1993. "Nasab," *EI2*.
- Sirriyeh, Elizabeth M. 1995. "Ṣabāḥ, Āl," *EI2*.
- Spellman, W. M. 2001 *Monarchies 1000–2000*. London: Reaktion Books.
- Terrasse, H. 1960. "'Alawis," *EI2*.
- Vassilev, Rossen. 2008 "Monarchy," in William A. Darity, Jr. (ed.), *International Encyclopedia of the Social Sciences* (2nd ed.), Detroit: Macmillan Reference USA. 5, pp. 238–240.
- Vermeren, Pierre. 2011. *Le Maroc de Mohammed VI : La transition inachevée*. Paris: La Découverte.
- Wagemakers, Joas. 2016. *Salafism in Jordan: Political Islam in a Quietist Community*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Waterbury, John. 1970. *The Commander of the Faithful: The Moroccan Political Elite: A Study in Segmented Politics*. New York: Columbia University Press.
- Zahlan, Said Rosemarie. 1978. *The Origins of the United Arab Emirates: A Political and Social History of the Trucial States*. London and Basingstone: Macmillan.
- . 1998. *The Making of the Modern Gulf States: Kuwait, Bahrain, Qatar, the United Arab Emirates and Oman*. Revised and Updated Edition, Reading: Ithaca Press.

<オンライン文献・データベース>

- Akhbārīya al-Jawf, 2008 (April 22). "al-Amīr Salmān Yu'akkid Intisāb Al Sa'ud li-Qabīla 'Anaza ba'da Khilāf Dār bi-Qanā al-Mustaqilla al-Faḍā'iya 'alā Nasab Āl Sa'ūd." <<https://www.aljournnews.com/sa/11981.html>> (2018年2月7日閲覧).
- Dawla Qaṭar. "al-Dustūr." <<https://www.diwan.gov.qa/about-qatar/constitution>> (2017年12月31日閲覧).
- Deutsche Welle. 2009 (Jun. 8). "Denmark Votes to Change Royal Succession Rules." <<http://www.dw.com/en/denmark-votes-to-change-royal-succession-rules/a-4310654>> (2015年11月27日閲覧).
- al-Dīwān al-Amīrī, Dawla al-Kuwayt. <<http://www.da.gov.kw/>> (2017年7月31日閲覧).
- al-Hāshimīya 2008. "al-Sharīf Āl 'Awn." <<http://www.alhashemih.com/vb/showthread.php?t=5335>> (2017年12月23日閲覧).

- House of Khalifa. <<http://houseofkhalifa.com/>> (2017年8月30日閲覧).
- Jāmi‘a al-Duwal al-‘Arabīya. <<http://www.lasportal.org/>> (2017年7月31日閲覧).
- al-Jazīra. 2011. “Qābūs Thāmin Salātīn al-Būsa‘īd.”
<<http://www.aljazeera.net/news/reportsandinterviews/2011/2/28/قابوس-ثامن-سلطين-البوسعيد>>
(2017年8月21日閲覧).
- Majlis al-Shūrā, Mamlaka al-Baḥrayn. “Dustūr al-Mamlaka al-Baḥrayn”
<<http://www.shura.bh/ar/LegislativeResource/Constitution/Pages/default.aspx>>
(2017年12月31日閲覧).
- National Archives (UK). n.d. Succession to the Crown Act 2013.
<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/20/enacted>> (2015年11月27日閲覧).
- Office of King Hussein I. “The Hashemite Family Tree”
<http://www.kinghussein.gov.jo/tree_arabic.html> (2017年12月23日閲覧).
- Princely House of Liechtenstein. n.d. House Laws.
<<http://www.fuerstenhaus.li/en/fuerstenhaus/geschichte/hausgesetz.html>>
(2015年11月27日閲覧).
- Royaume du Maroc. 2011 (juil. 30). La constitution. Bulletin officiel n° 5964 bis.
<http://81.192.52.100/BO/fr/2011/bo_5964-bis_fr.pdf> (2015年11月27日閲覧).
- Şāḥib al-Jalāla al-Malik ‘Abd Allāh al-Thānī Ibn al-Ḥusayn al-Mu‘azzam.
<<https://kingabdullah.jo/>> (2017年7月31日閲覧).
- ‘Umān Qābūs. <<http://www.oman-qaboos.net/>> (2017年8月21日閲覧).
- UN Data, The United Nations Statistics Division. <<http://data.un.org/>> (2017年7月31日閲覧).